

事務局説明資料

2023年10月26日

中小企業庁 金融課

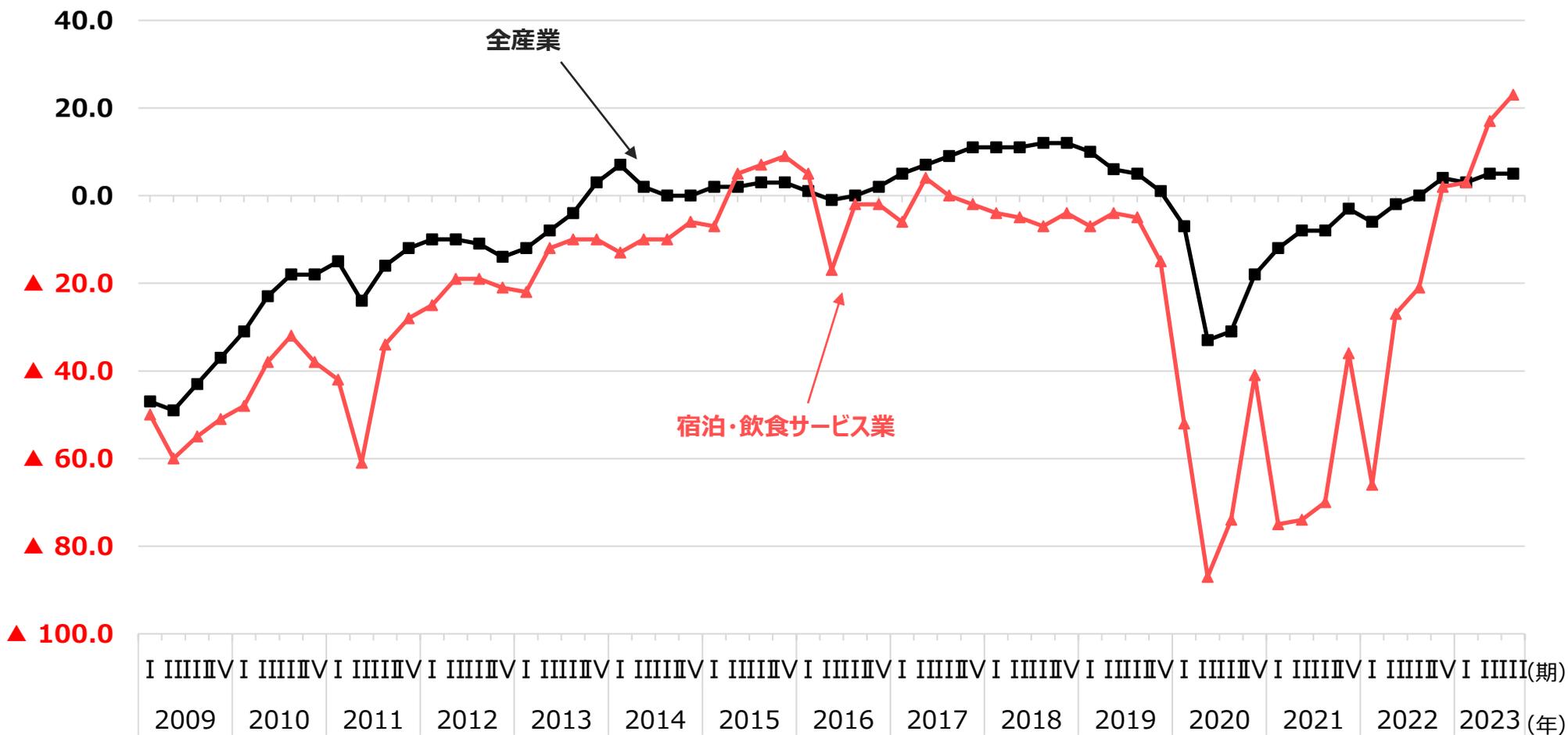
1. 中小企業を取り巻く現状

2. 経営改善・再生支援の現状と課題、方向性
3. 経営者保証の提供を選択できる信用保証制度
4. 保証手続の電子化について
5. 前回小委員会の御指摘事項
6. 御議論いただきたい論点

中小企業の業況判断DI

- 宿泊・飲食サービス業を含め、中小企業の業況は概ね改善傾向。

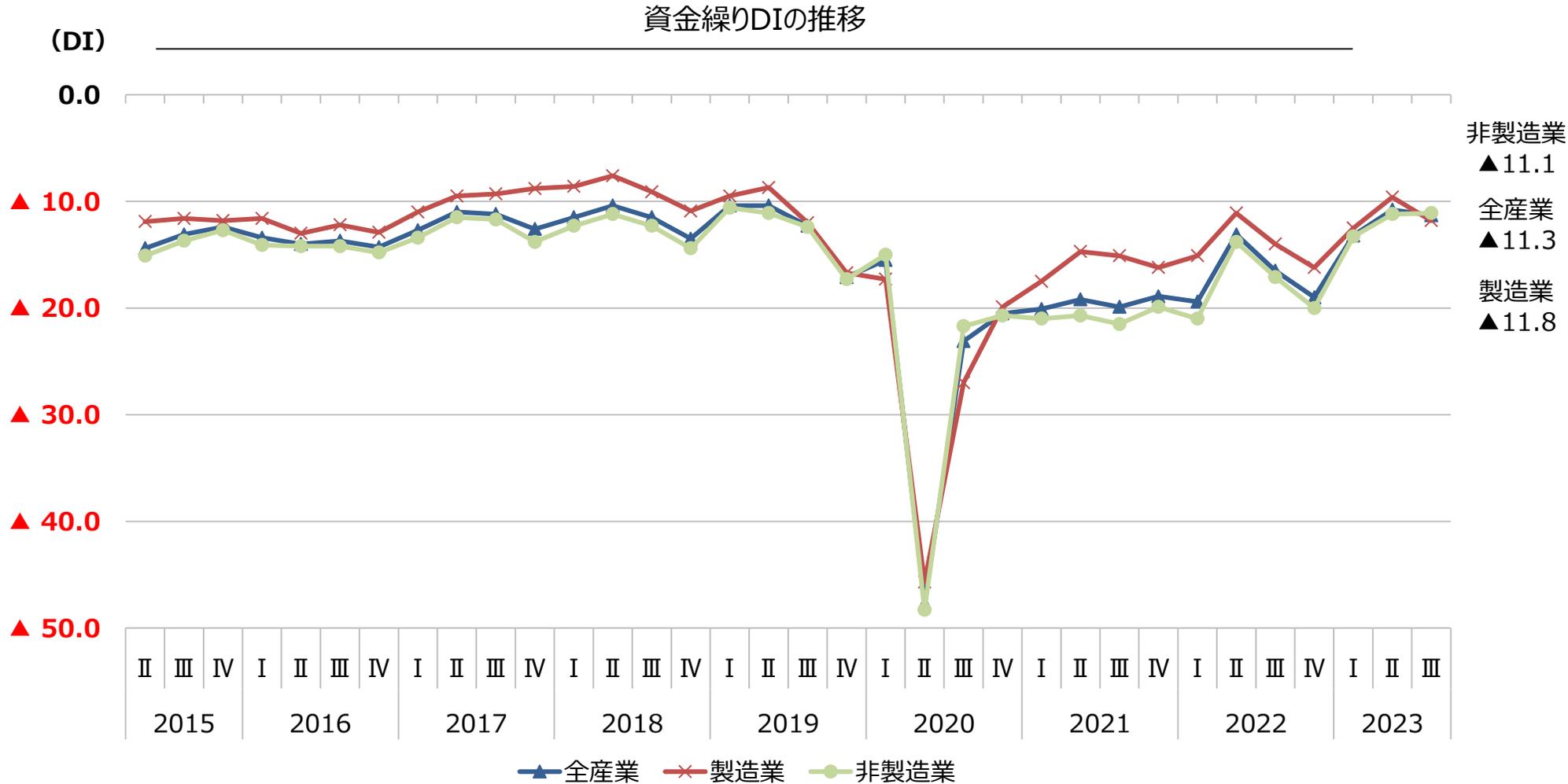
(DI : 「良い」-「悪い」)



(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」2023年10月3日公表より作成。

中小企業の資金繰りDI

- 中小企業の資金繰りも改善傾向。



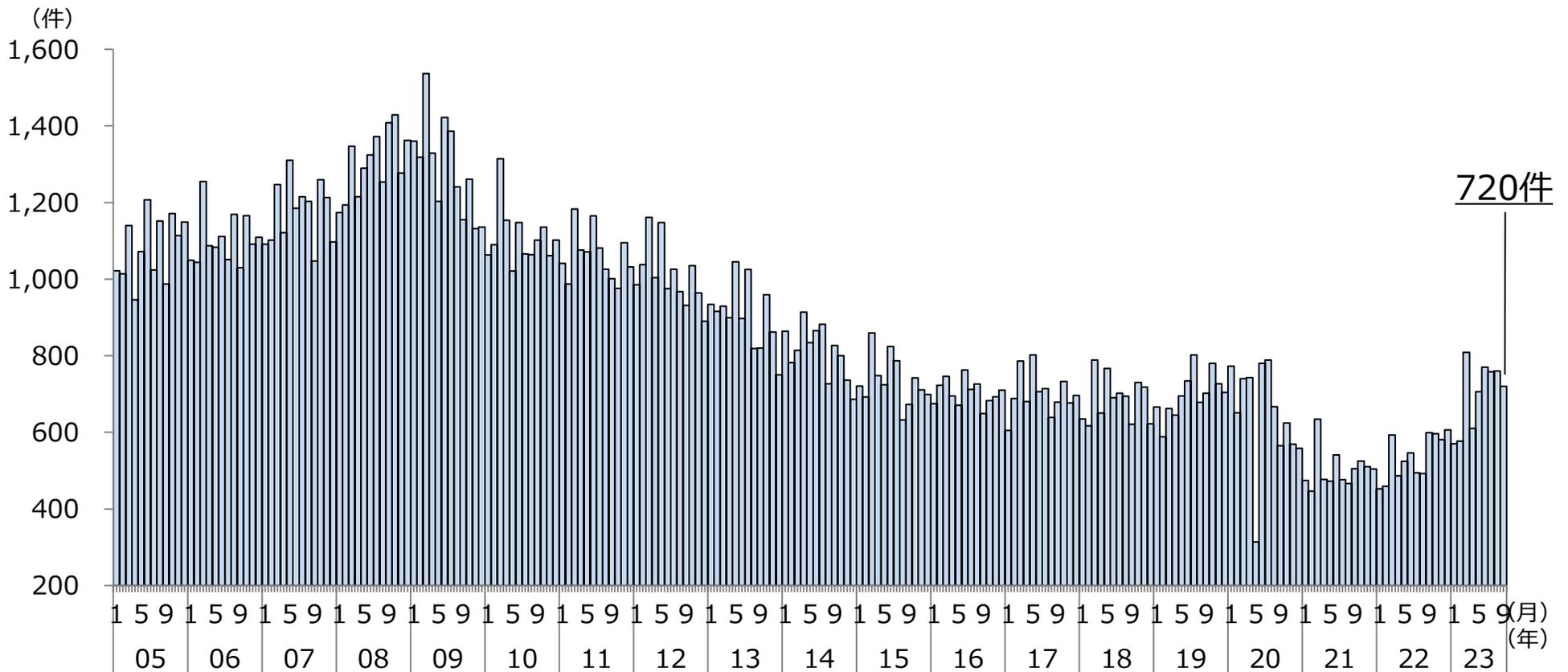
(注) 前期比季節調整値を利用。

(出所) 中小企業基盤整備機構「第173回中小企業景況調査」より作成。

倒産動向

- 2023年9月の倒産件数は720件であり、**前年同月比+122件（+20.2%）増**。2022年4月から**18ヶ月連続で前年同月を上回った**ため、今後の動向を注視。
- なお業種別では、**建設業が全体の約2割で最も多く、飲食業は約1割、宿泊業は10件**。

倒産件数の推移（2023年9月時点）

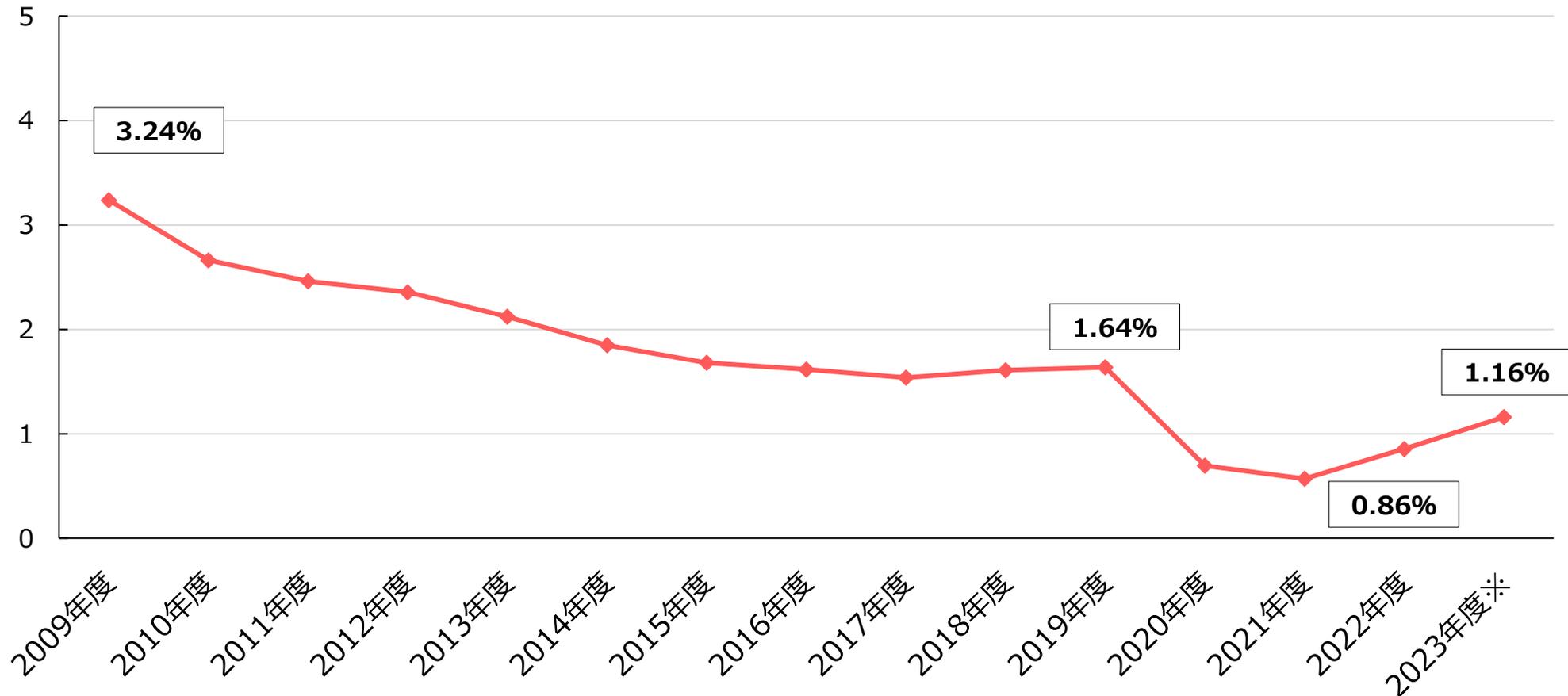


(出所) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

信用保証協会の代位弁済率の推移

- 信用保証協会の代位弁済（協会が中小企業に代わって弁済）率はコロナ前と比較すると高くない水準。

◆代位弁済率（%）

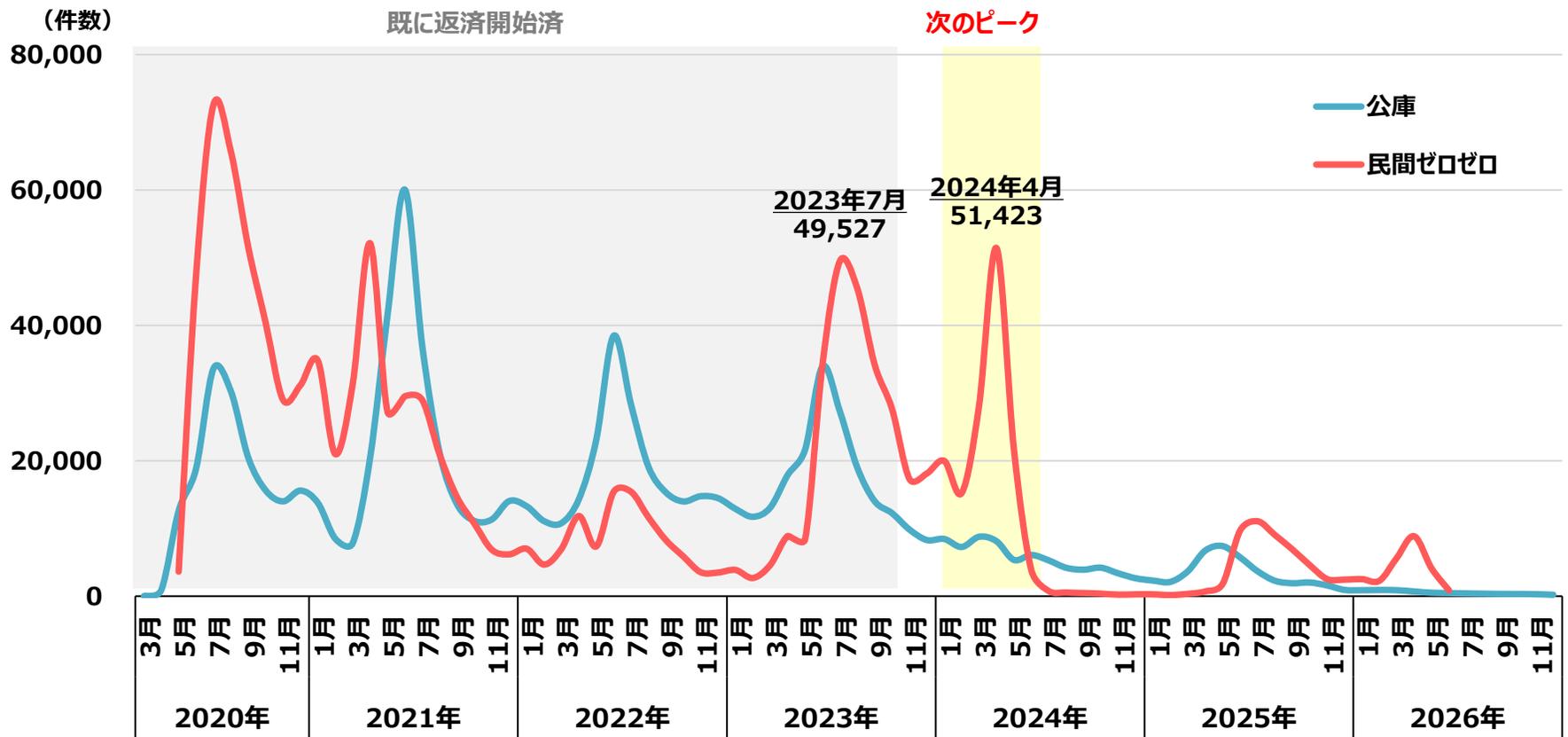


（注）代位弁済率は、各年度の保証債務平均残高に対する各年度の代位弁済額の割合（平残代位弁済率）
※2023年4～8月の代位弁済状況等がそのまま継続したと仮定して試算。

民間ゼロゼロ融資の返済開始時期

- **日本公庫のコロナ融資**の返済開始時期のピークは**既に到来**（2021年6月,2022年6月）。
- **民間ゼロゼロ融資**の返済開始時期の次のピークは、**2024年4月**。

コロナ関連融資の返済開始時期の実績と見通し（2023年3月末時点）

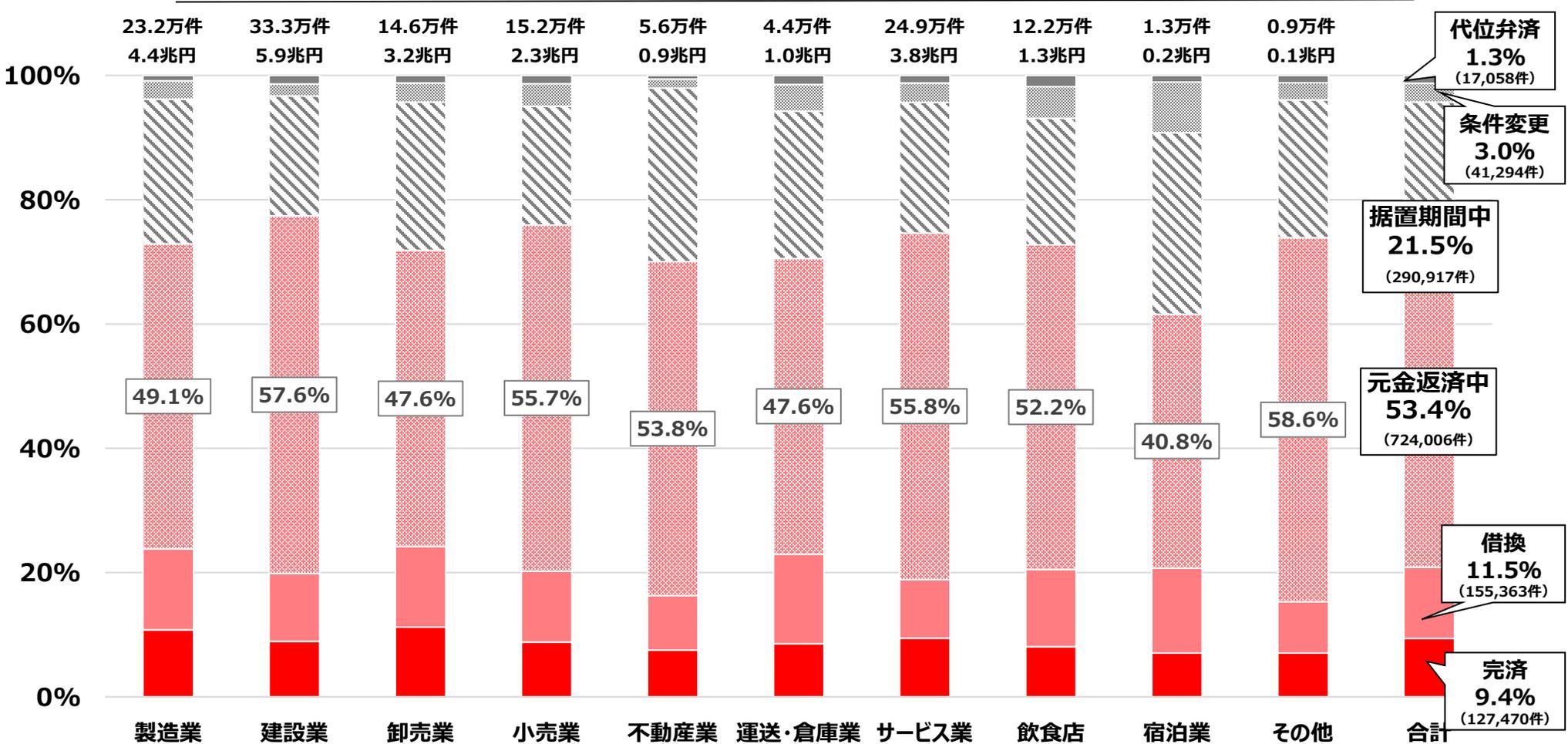


(*1) 民間ゼロゼロの数値は、日本政策金融公庫における保険引受件数。すべて、2023年3月末時点の数値。
 (出所) 日本政策金融公庫提供データより作成。

民間ゼロゼロ融資の返済状況（業種別）

- 民間ゼロゼロにおいても、2023年8月末時点で**5割近くが返済中**。ただし、**宿泊業については、据置期間中と条件変更の比率が高くなっている**。

民間ゼロゼロ融資の返済状況（2023年8月末時点）



(注) 融資実行ベースによる実績。

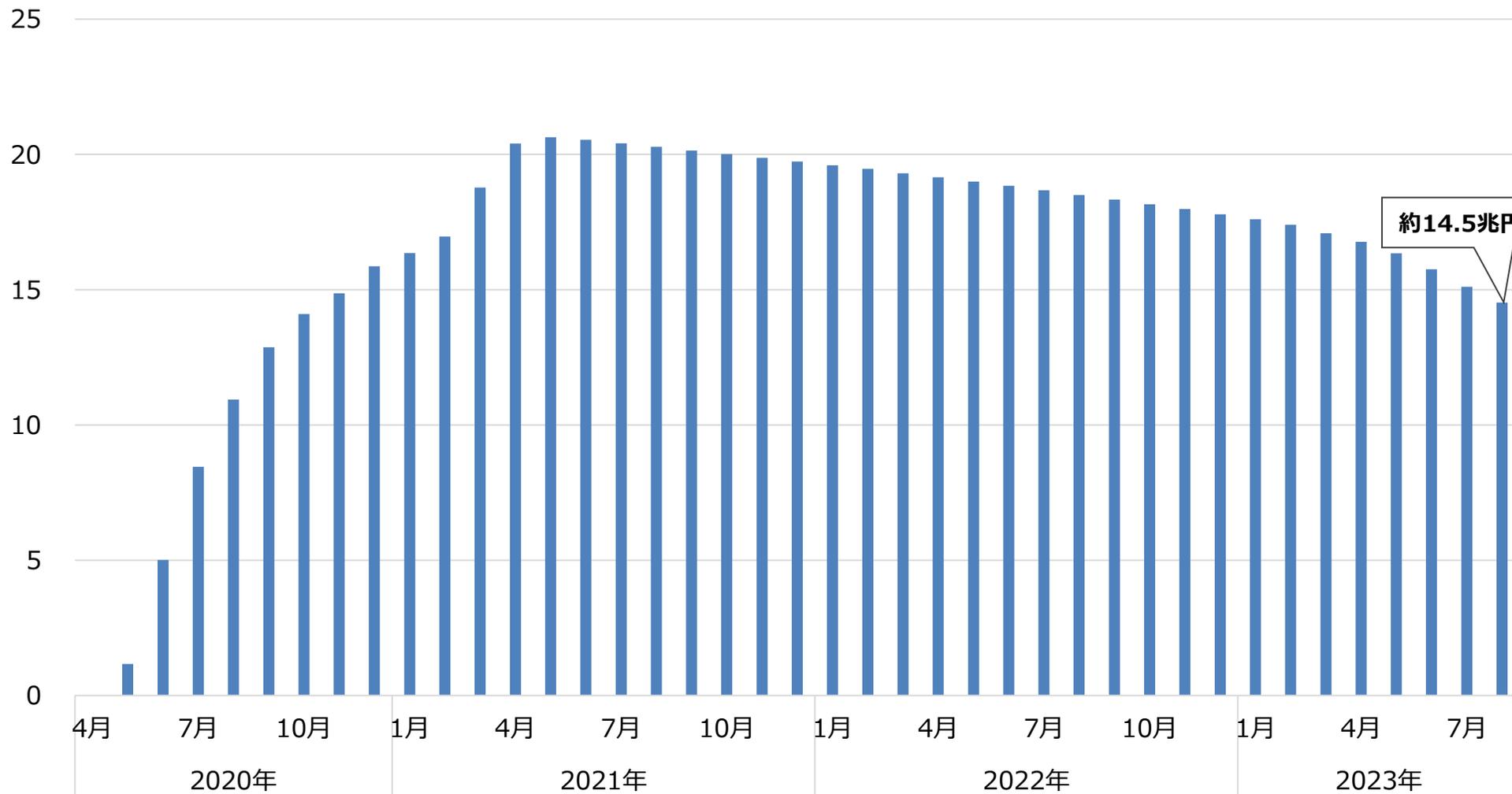
保証承諾：約137万件 約23.4兆円、融資実行：約136万件 約23.2兆円。

(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成。

参考：民間ゼロゼロ融資の保証残高推移

民間ゼロゼロ融資の保証債務残高推移状況（2020年4月～2023年8月）

(単位：兆円)

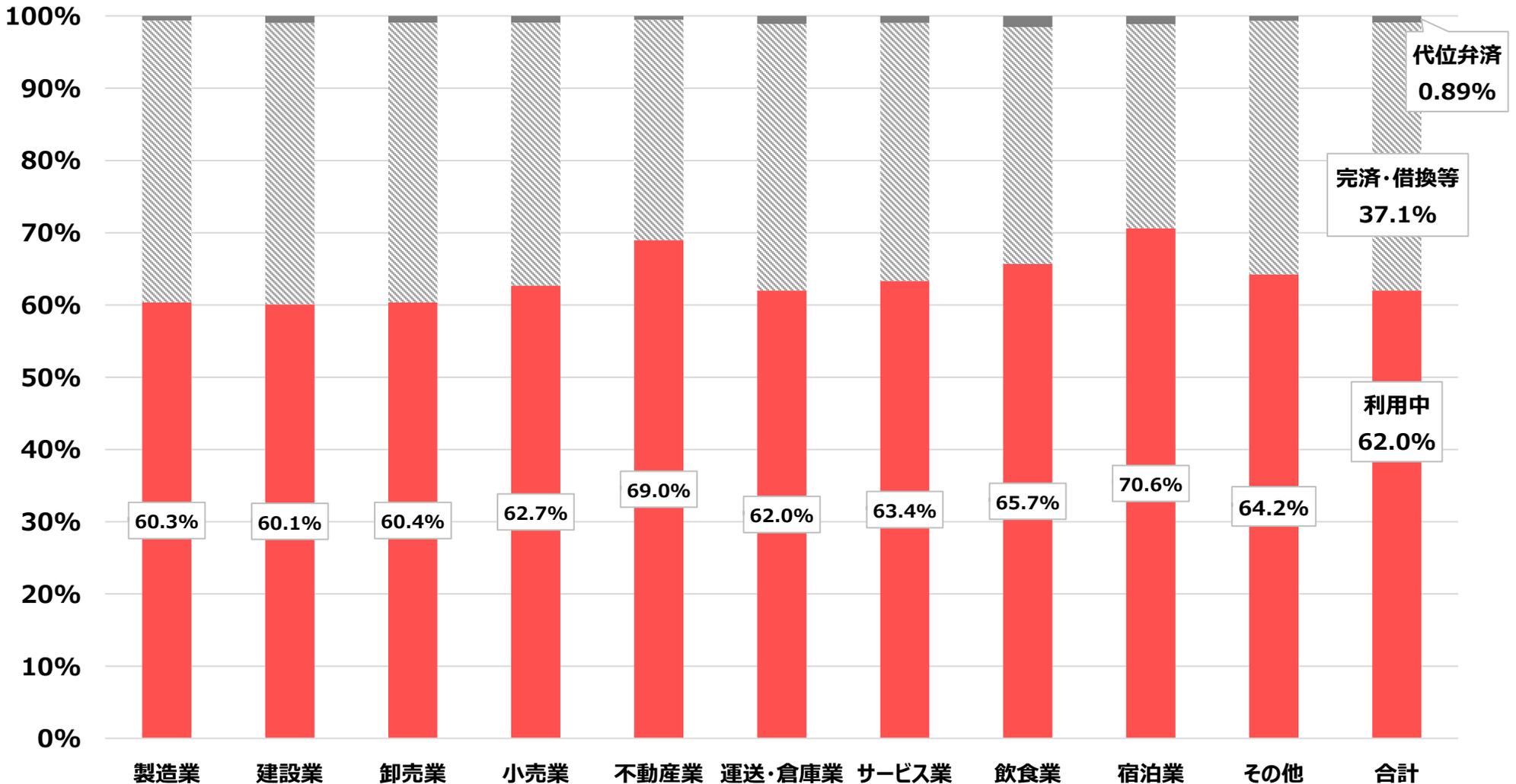


約14.5兆円

(出所) 全国信用保証協会連合会提供資料より作成。

参考：民間ゼロゼロ融資の保証債務残高状況（業種別）

民間ゼロゼロ融資の保証債務残高状況（2023年8月末時点）



(注) 保証承諾（金額）ベースによる実績。グラフは保証承諾の合計を100%とした場合の、利用状況等の内訳（構成比）を示す。

保証承諾：約137万件 約23.4兆円、融資実行：約136万件 約23.2兆円。

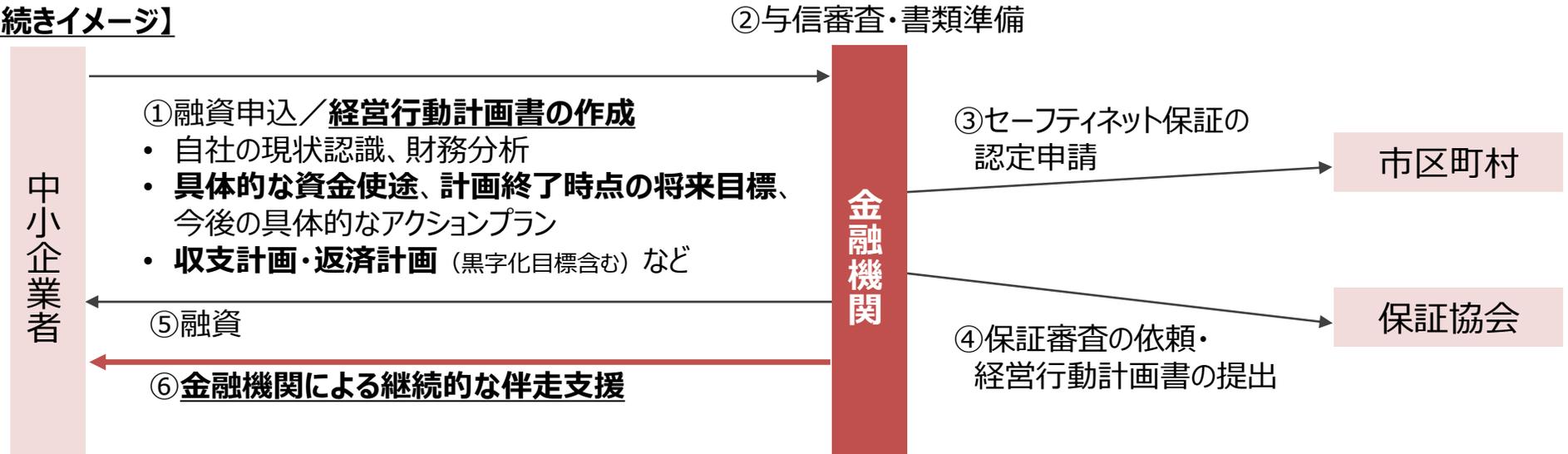
(出所) 全国信用保証協会連合会提供資料より作成。

参考：新たな借換保証制度（コロナ借換保証）の創設

【制度概要】

- 保証限度額：（民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る）**1億円（100%保証の融資は100%保証で借り換え可能）**
- 保証期間等：10年以内（据置期間5年以内）
- 保証料率：下記①、②の場合は0.2%。③、④の場合は0.2～1.15%（財務状況による）
- 下記①～④のいずれかに該当すること。また、**金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成**が必要。なお、セーフティネット保証4号については、2023年10月1日以降の認定申請分から資金用途を借換に限定。
 - ① **セーフティネット4号**の認定（売上高が20%以上減少していること。最近1ヶ月間（実績）とその後2ヶ月間（見込み）と前年同期の比較）
 - ② **セーフティネット5号**の認定（指定業種であり、売上高が5%以上減少していること。最近3ヶ月間（実績）と前年同期の比較）
※①②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
 - ③ **売上高が5%以上減少**していること（最近1ヶ月間（実績）と前年同月の比較）
 - ④ **売上高総利益率／営業利益率が5%以上減少**していること（③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可）

【手続きイメージ】

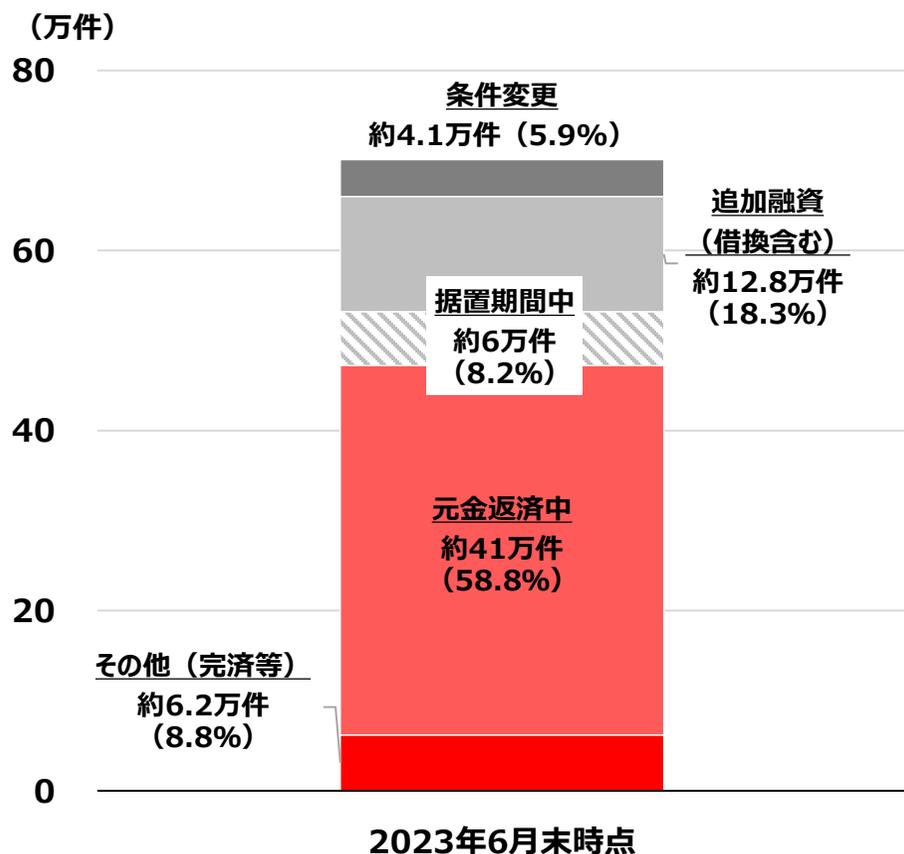


■ 承諾実績（2023年1月10日～10月20日） 100,715件、2兆4,969億円

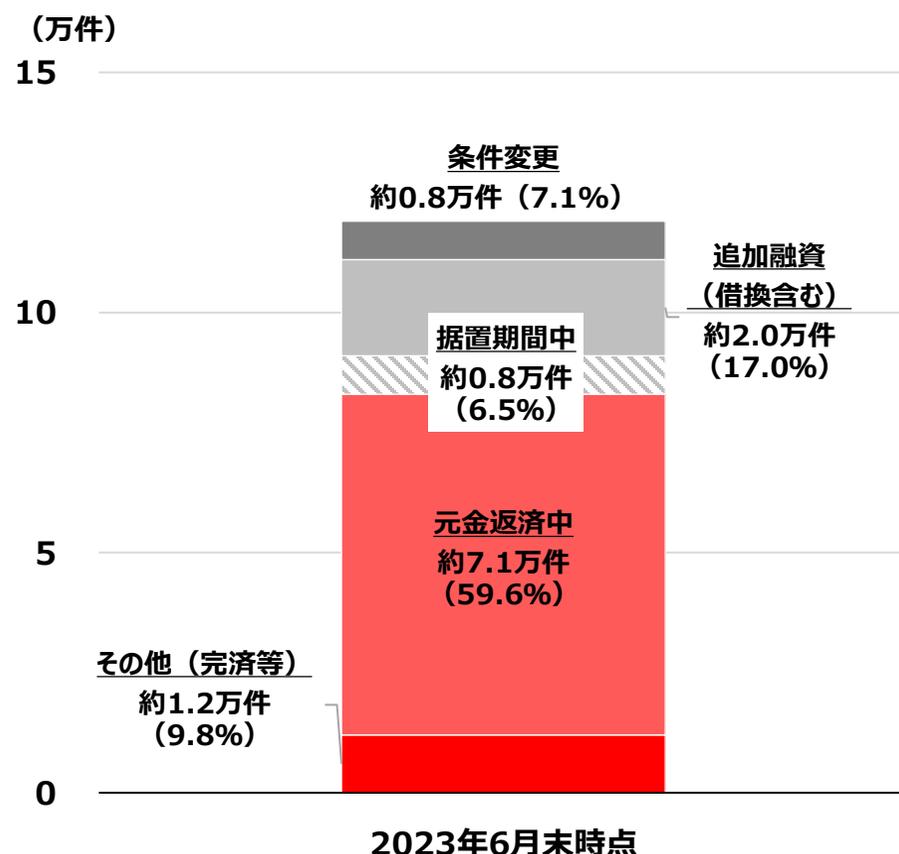
日本公庫（国民事業）のコロナ融資の返済状況

- 2021年3月までに日本公庫（国民事業）よりコロナ融資を利用した者のその後をみても、2023年6月末時点で**6割近くが元金返済中**。飲食業においても、同様。

日本公庫（国民事業）のコロナ融資の返済状況（全業種）



日本公庫（国民事業）のコロナ融資の返済状況（飲食業）



(注) 2021年3月末までに日本公庫（国民事業）のコロナ融資を利用した約70万件について、2023年6月末時点におけるそれぞれの返済状況を記載。

(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成。

資金繰り支援の今後の道行き

9月末

12月末

2024年3月末

民間金融機関
(信用保証制度)

借換保証
(売上▲5%等、保証料0.2%) ※100%保証の融資を借り換える場合は当該融資の残高までは100%保証

セーフティネット保証4号
(売上▲20%、100%保証)

借換目的での利用は継続
(当面は本年12月末まで継続)
※新規融資のみでの利用は終了

(3ヶ月毎に判断)

政府系金融機関

公庫のスーパー低利融資
(売上▲5%等 金利▲0.9%)

**「スーパー低利融資」から
低利融資 (▲0.5%)**に見直した上で、
6ヶ月延長 (~2024年3月)

※中小事業：0.70% 国民事業：0.70% 令和5年10月現在、貸付期間5年の場合

公庫の資本性劣後ローン

限度額引上げ (10→15億) +6ヶ月延長 (~2024年3月)

セーフティネット貸付の金利引下げ
(利益率▲5% 金利▲0.4%)

6ヶ月延長 (~2024年3月)

※中小事業：0.80% 国民事業：1.45% 令和5年10月現在、貸付期間5年の場合

挑戦する中小企業応援パッケージ

I. 将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援

- ① セーフティネット保証4号（100%保証）の借換目的での利用継続（新規融資のみでの利用は23年9月末で終了）【当面は23年12月末まで】
- ② 事業再構築等への挑戦を応援すべく、日本公庫等の資本性劣後ローンの限度額引上げ（10億円→15億円）、延長【24年3月末まで】
- ③ 日本公庫等のスーパー低利融資を、金利引下げ幅は縮小（▲0.9%→▲0.5%）の上、延長【24年3月末まで】
- ④ 物価高騰対策のセーフティネット貸付の金利引下げ措置を延長【24年3月末まで】

II. 挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化

- 挑戦意欲がある中小企業の経営改善や再生支援を加速していくべく、総合的な支援策を展開する。

経営改善・再生支援の体制整備

- 関係者一丸となった経営改善・再生支援を進めるため、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」（仮称）を設置。
- 官民金融機関による経営改善・再生支援の取組状況等をきめ細かくフォロー。

経営改善フェーズ

① 信用保証協会による経営改善支援の強化

→ 民間金融機関等との連携による支援を強化するため、協会向けの監督指針を改正。【2024年度】

② 民間金融機関による経営改善支援の促進

→ 「早期経営改善計画策定支援事業」（支援費用の2/3を補助）等について、100%保証先等に、民間金融機関も一定の条件で利用を認める。【2024年度】

③ 経営者保証改革の促進

→ 保証料上乘せにより経営者保証の提供を選択できる信用保証制度において、時限的な保証料負担軽減策を検討。【2024年度】

→ 金融機関が経営者保証を徴求する手続に対する監督強化など「経営者保証改革プログラム」の実行、事業成長担保権の創設。【2023年度法案提出を目指す】

再生フェーズ

① 商工中金の危機対応融資先への支援強化

→ 危機対応融資を活用した事業者に対して、DES（債務の株式化）による再生支援を可能とする。【2023年10月】

② 事業再生ガイドラインの運用改善等

→ 第三者支援専門家補佐人の選定要件（対象債権者の全員同意）の緩和の検討等。

→ ガイドラインの活用事例の公表。【2023年10月】

③ コロナ資本性劣後ローンの運用明確化

→ 私的整理時であっても一定の場合（例：民間金融機関が協調融資の際に既存債権を劣後化している場合）には、劣後化されることがあり得ることを明確化。【2023年10月】

再チャレンジフェーズ

① 中小企業活性化協議会の体制強化

→ 円滑な再チャレンジを支援するため、協議会の弁護士数を倍増開始（26名→50名）。【2023年度】

② 廃業時の取扱いの明確化

→ 廃業手続の早期着手により、手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化（「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」の改定の検討）。

→ 保証人の自己破産回避に向けた好事例の公表。【2023年】

③ 求償権消滅保証の運用改善

→ 金融取引を正常化させる求償権消滅保証の利用時の計画の対象に、「経営改善計画策定支援事業」による計画も含める。【2023年10月】

1. 中小企業を取り巻く現状

2. 経営改善・再生支援の現状と課題、方向性

3. 経営者保証の提供を選択できる信用保証制度

4. 保証手続の電子化について

5. 前回小委員会の御指摘事項

6. 御議論いただきたい論点

経営改善・再生支援の現状

- 全国558の預金取扱金融機関の自己査定において、「要管理」以下（注1）の債権額は、2020年3月期には10.6兆円だったものが、2022年3月期には13.0兆円と増加（注2）。
- このような中、2022年度の協議会への相談件数は過去最高の6,409件であるが、さらに増える可能性。
- 足下の支援の内訳を見ると、相対的に再チャレンジ支援が多くなっており、相談に来た時点で、支援メニューが限定されてしまうほどの状況に陥っている事業者が一定数増えていることがうかがえる。早期相談を促し、早期支援につなげていくことが重要。

<2022年度支援完了件数の内訳>

	件数	割合 (※)
収益力改善	1,676	42.2%
プレ再生計画	733	18.4%
再生計画	334	8.4%
再チャレンジ支援完了	542	13.6%
その他（経営改善計画策定支援等）	689	17.3%
支援完了件数合計	3,974	100.0%



<2023年度第1四半期支援完了件数の内訳>

	件数	割合 (※)
収益力改善	234	36.4%
プレ再生計画	105	16.3%
再生計画	62	9.6%
再チャレンジ支援完了	144	22.4%
その他（経営改善計画策定支援等）	98	15.2%
支援完了件数合計	643	100.0%

(※) 割合は小数点第2位を四捨五入しているため積み上げて100%にはならない。

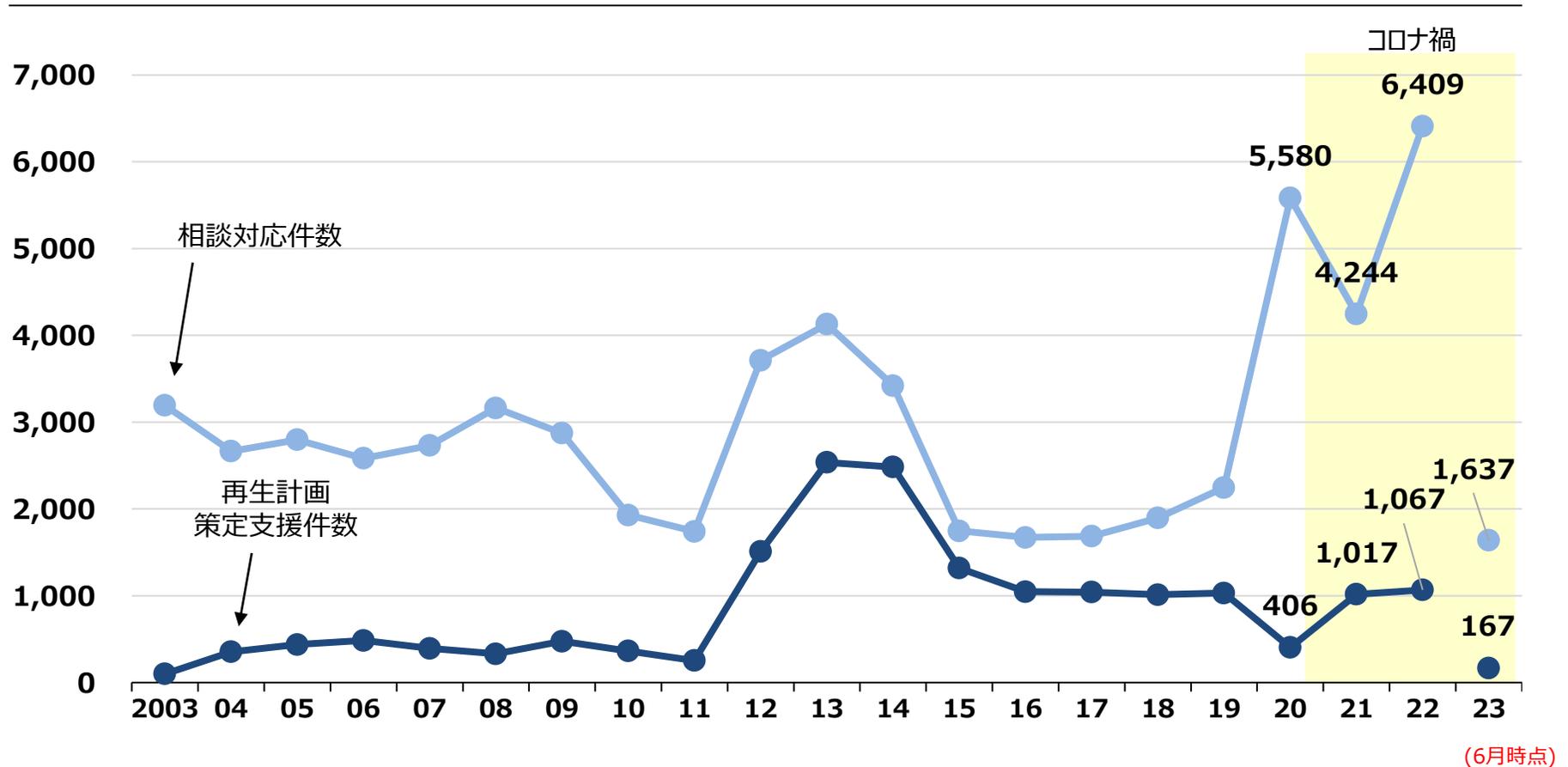
(注1) 要管理先、破綻懸念先、破綻先・実質破綻先をいう。

(注2) 令和4年3月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント） <https://www.fsa.go.jp/status/npl/20220826.html>

参考：中小企業活性化協議会の支援実績

- 2022年度の中小企業活性化協議会の相談件数は過去最高の6,409件。
- 再生計画の策定支援件数も2021年度から増加傾向。

中小企業活性化協議会（※）の支援実績



(6月時点)

※中小企業再生支援協議会は2022年4月1日より中小企業活性化協議会として再編。（上記実績は中小企業再生支援協議会における支援実績を含む）

経営改善・再生支援の課題（相談フェーズ）

- 経営者は、支援機関に相談に行くこと自体に対する抵抗感が大きく、結果として、**相談が遅れがち**。
- 早期相談に持ち込むためには、財務状況をモニタリングしている金融機関や保証協会からの働きかけが期待。
- しかし、コロナ禍において**民間ゼロゼロ融資等で増加した信用保証付融資先**については、経営改善・事業再生の姿勢が消極的になっているのではとの指摘もある。

＜協議会の声＞

金融機関の業務が広がる中で、与信先から定期的に試算表を取り寄せるなどの管理に手が回らなくなってきた様子が見受けられる。結果的に、事前相談、案件持込時点で資金繰りが相当逼迫しているケースが増えている。

事業者が協議会への相談に至った時点で、既に資金繰りの破綻が目前に迫っている企業や、そもそも既に資金繰りが破綻している企業も目立つようになってきている。協議会での相談に早期に誘導することが課題の一つ。

手遅れになる前に早めの相談を促し、経営改善・事業再生フェーズでの支援にて、事業と雇用を確保する必要がある。

（金融機関の姿勢として）保全が図れていれば再生支援には消極的と感じる。コロナ禍による公的金融機関（信用保証付融資を含む）による融資比率の高まりにより、取引先の業績改善のインセンティブが小さくなっており、地域金融機関の事業再生に対する姿勢も消極的になっているように感じている。

経営改善・再生支援の課題（支援フェーズ①）

- 今後、経営改善・再生支援を必要とする案件が増加することが見込まれるが、地域によって支援人材の数や実績に差があるなど、十分なリソースが確保できていない可能性。

<専門家不足・偏在>

- 協議会における弁護士サブマネージャー（SM）の採用状況や第三者支援専門家の登録状況をみると、専門家は都市部に集中

【協議会における弁護士SMの配置/中小企業の事業再生等に関するガイドラインの第三者支援専門家候補者の登録状況】

	協議会 弁護士SM	第三者支援 専門家
北海道	1	3
青森県	0	1
岩手県	0	0
宮城県	1	0
秋田県	0	0
山形県	0	0
福島県	0	0
茨城県	0	1
栃木県	0	0
群馬県	1	1
埼玉県	0	0
千葉県	1	3
東京都	3	125
神奈川県	0	5
新潟県	1	1
長野県	0	2

	協議会 弁護士SM	第三者支援 専門家
山梨県	0	0
静岡県	0	2
愛知県	2	6
岐阜県	0	1
三重県	1	0
富山県	0	1
石川県	0	1
福井県	0	0
滋賀県	0	1
京都府	1	7
奈良県	1	1
大阪府	3	27
兵庫県	1	5
和歌山県	0	1
鳥取県	0	1
島根県	0	2

	協議会 弁護士SM	第三者支援 専門家
岡山県	1	3
広島県	2	1
山口県	0	0
徳島県	0	1
香川県	1	1
愛媛県	1	1
高知県	0	1
福岡県	2	6
佐賀県	0	0
長崎県	0	1
熊本県	0	0
大分県	0	1
宮崎県	0	1
鹿児島	0	0
沖縄県	1	0
合計	25	215

(※) 協議会弁護士SMは2023年8月時点、第三者支援専門家は2023年3月末時点

経営改善・再生支援の課題（支援フェーズ②）

＜協議会評価について＞

- 毎年度、中小企業基盤整備機構が実施する評価では、D評価の協議会が一定数存在。加えて、評価結果については固定化がみられる。

【2022年度協議会評価】

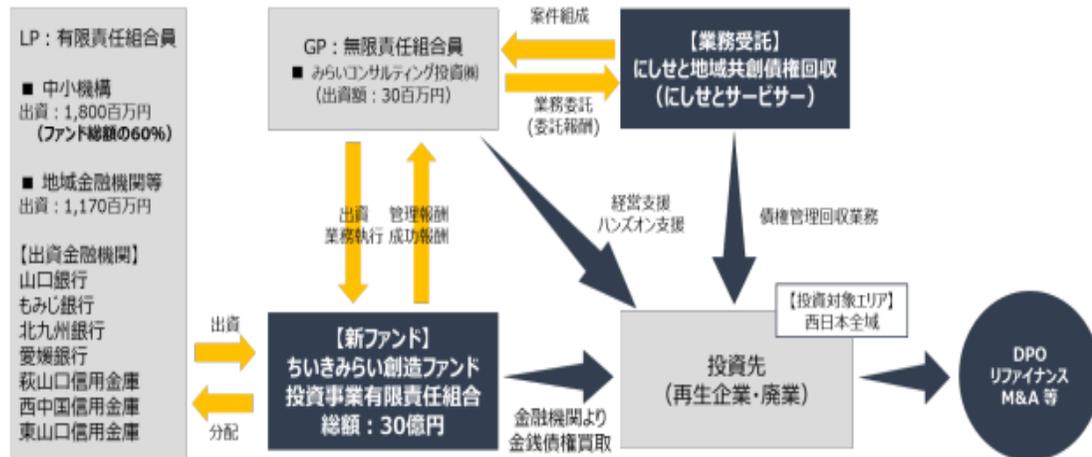
評価	該当数
A評価	10協議会
B評価	15協議会
C評価	17協議会
D評価	5協議会
E評価	—

※過去5年の評価でA以上の評価が2回以上・・・11協議会
 // D以下の評価が2回以上・・・9協議会

＜中小機構が出資する再生ファンドについて＞

- 一部協議会から、「再生ファンドについては、通常3-5年、長くてもファンド存続期間内（7年～最長13年）でのエグジットが必要のため、出口でのリファイナンスが見込めたり、収益力が高くスポンサーの見通しが立ちやすい案件でないと受け入れてもらえない。」との声がある。
- より広範な案件を受け入れられる可能性があるファンド形態として、**サービサーを活用したファンドの組成**も始まっているが、2023年9月現在で投資期間中の全ファンド19件のうち1件に留まっている。

（※）事業規模の小さい再生案件の支援実績もあるサービサーがファンドスキームの中に入ることによって、GPのみではマンパワーの観点から対応が困難な小口案件等についても支援対象とすることが可能となる。



(出所) みらいコンサルティンググループ「中小企業再生ファンド「ちいきみらい創造ファンド」」

経営改善・再生支援の取組状況に関するアンケート調査

- 前回の金融小委員会において、経営改善・再生支援において、**関係支援機関との連携をどのように促していくか**についてご議論いただいたところ。
- **経営改善・再生支援を実施している支援機関が、他機関に期待する役割等を把握すること**を目的に、信用保証協会、よろず支援拠点、中小企業活性化協議会のそれぞれに対して、同一地域内における他の支援機関に関するアンケート調査を実施。
- 次頁以降で紹介するアンケート調査でのコメント等については、**一部の支援機関のコメントを抽出して掲載**。

	支援機関向けアンケート調査の概要
調査対象	信用保証協会 5 1 協会 よろず支援拠点 4 7 機関 中小企業活性化協議会 4 7 機関
調査方法	インターネットによるアンケート調査
調査実施期間	2023年 8 月 9 日～ 8 月 31 日
回答数	信用保証協会 5 1 協会 (回収率：100%) よろず支援拠点 4 7 機関 (回収率：100%) 中小企業活性化協議会 4 7 機関 (回収率：100%)

参考：関係支援機関の概要

	中小企業活性化協議会	事業承継・引継ぎ 支援センター	よろず支援拠点
概要	「収益力改善・事業再生・再チャレンジ」の3つのフェーズで地域のハブとなり、金融機関・民間専門家等と連携し、計画策定等の支援を実施。	親族内承継・第三者承継問わず、事業承継ニーズの掘り起こしから、そのニーズに応じた支援までワンストップで実施。	複合的な経営課題を抱える事業者のワンストップ窓口として、課題の整理や課題に応じた適切な支援機関との連携などを通じた課題解決を実施。

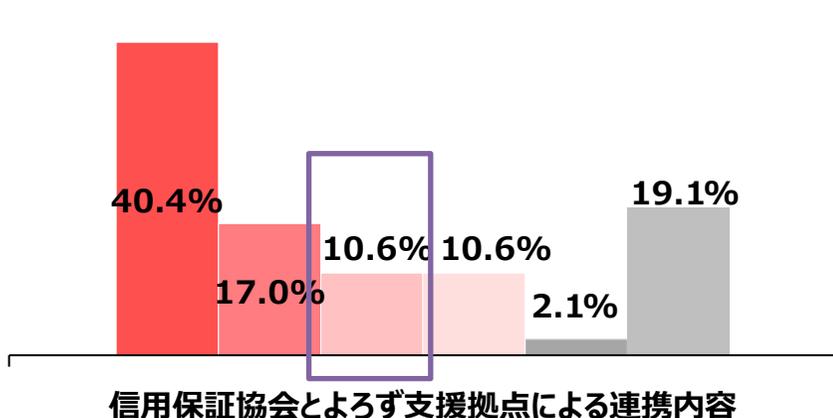
～アンケート調査結果～
信用保証協会の取組について

信用保証協会とよろず支援拠点との連携状況（よろず支援拠点向けアンケート）

- **よろず支援拠点向けの出向やトレーニー研修などの人的交流**を実施している信用保証協会は **1割程度**。
（出向などの交流はないが）**定期的に勉強会等を開催している地域を含めると5割程度**。
- **半数の地域で、協会とよろず支援拠点の間で、案件の紹介や持ち込みを実施**。

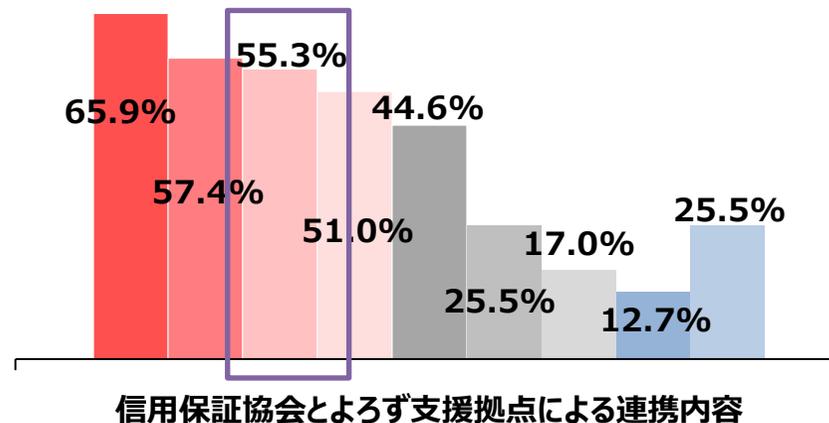
保証協会とよろず支援拠点による交流状況

- 出向などの交流はないが、定期的に勉強会等を開催
- 勉強会等を開催したことがある
- **出向（トレーニー研修を含む）などに加え、定期的に勉強会等を開催**
- 一度担当者ベースで顔合わせした程度
- 交流が現時点では十分ではない
- その他



保証協会とよろず支援拠点による連携項目別割合

- 信用保証協会から案件の紹介や持ち込みを実施
- 信用保証協会が抽出した課題に対して連携して対応
- **双方にて案件の紹介や持ち込みを実施**
- 支援状況や進捗確認等について定期的に情報共有を実施
- 支援先に対して目線合わせを行い、役割分担を実施
- 支援先に対して連携しながらモニタリングを実施
- 経営支援の協定書を締結
- お互いの支援内容の効果検証を実施
- その他



信用保証協会とよろず支援拠点の交流と経営改善支援の連携状況

- 出向やトレーニー研修などの**人的交流**や**定期的に勉強会を開催している地域ほど、連携を図れている項目数が多い。**

連携を図れている項目数（人的交流状況を踏まえて）

交流状況	連携項目数（平均） ※ 前頁右側の9項目のうち、平均してどれだけ連携項目があるか
出向（トレーニー研修を含む）などに加え、定期的な勉強会等を開催	4.6
出向などの交流はないが、定期的に勉強会等を開催	4.3
勉強会を開催実績有り	3.6
一度顔合わせした程度	1.0
交流が十分ではない	1.0

信用保証協会の経営改善支援の課題（よろず支援拠点向けアンケート）

- 信用保証協会の経営改善支援に対する取組姿勢は**積極的であるとの回答が8割超**。
- 一方で、保証協会は、**あくまでも金融機関を介しての間接的な関係である立場上、主体的に取り組めていない、地域によっては経験豊富な専門家が少ないことから、専門家派遣の効果が出ていないのではないかと**いった声もあった。
- 保証協会に求めることとしては、互いの**役割分担を明確**にするとともに、勉強会等を通して**業務内容の理解を深め、情報共有を行える関係性を構築したい**といった声が挙げられた。

協会の取組姿勢が消極的と回答したよろず支援拠点のコメント

保証協会に求めること

- あくまでも金融機関を介しての間接的な関係であることから、事業者が、直接、保証協会への相談を行うケースが少ないと感じている。
- 協会の専門家派遣事業は、経験の浅い診断士を利用することが多く、効果が出ているとは思えない。専門性の高いコーディネーターに依頼することを期待する。
- 保証協会とは情報共有が出来ていない。

- 協会職員は金融を中心とした経営改善は得意であっても、事業承継、売上拡大、補助金活用については必ずしもノウハウを有していないので、役割分担を明確にし、必要に応じて保証協会からよろず支援拠点に案件をつないでもらいたい。
- よろず支援拠点からのアドバイスのみでは対応できる範囲が限定的であるため、経営改善に資する資金調達について、連携を図っていきたい。
- 双方の業務を理解するため、双方で職員向けの勉強会に行い、支援事例等の情報共有を行って欲しい。

参考：信用保証協会とよろず支援拠点との連携好事例

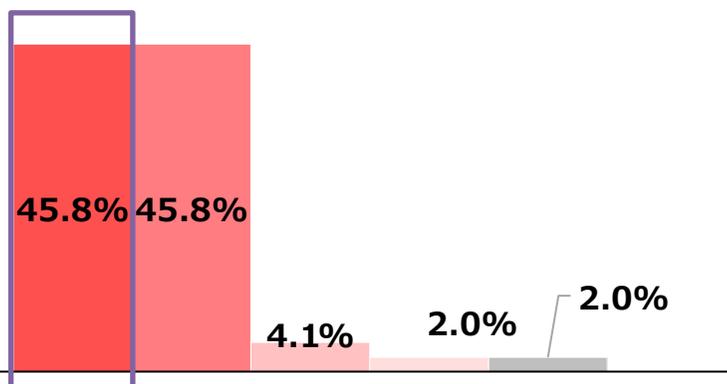
- **トレーニーとして信用保証協会職員をよろず支援拠点に受け入れた結果**、保証協会と連携して、経営相談を受けるケースが増加。また、当拠点のコーディネーター（CO）が保証協会の専門家として、職員と企業へ同行する仕組みを構築。
- 保証協会との連携支援協定に基づき、**保証協会の支援先に当拠点COと協会職員による帯同訪問支援**を実施。
- 協会職員とCOとの間で、**保証協会が抱える支援案件を共有し、支援の方向性を議論**するとともに、着眼点を広げるアドバイスなどを実施している。
- **保証協会から紹介のあった事業者に対して**、当拠点で、金融機関出身のコーディネーターが中心となって追加的なヒアリングを行うなどして、**売上改善計画及び財務改善計画の作成と実行支援を行い、保証協会です業のモニタリングを実施**。互いにタイムリーに情報共有し、連携を図った。
- 保証協会の専門家派遣によって計画策定を行った案件について、**実行面の支援に、よろず支援拠点が加わるなど、連携して支援を実施**。
- 決算データにより収益状況、財務内容を正確に把握している保証協会と連携することで、**財務分析の結果から想定される経営課題について目線合わせが容易**となっている。

信用保証協会と中小企業活性化協議会との連携状況（協議会向けアンケート）

- 昨年度、保証協会と協議会との間で**連携協定を締結**したため、交流は盛ん。**4割超の地域では協会から協議会へ出向などの人的交流**を行っている。
- 保証協会から協議会への**トレーニー・出向実績は、2022年度で21協会、2023年度で22協会**（見込）。

保証協会と協議会による交流状況

- 出向などに加え、定期的に勉強会等開催
- 出向などの交流はないが、定期的に勉強会等
- 勉強会等を開催したことがある
- 一度担当者ベースで顔合わせした程度
- その他



信用保証協会と中小企業活性化協議会による人的交流等

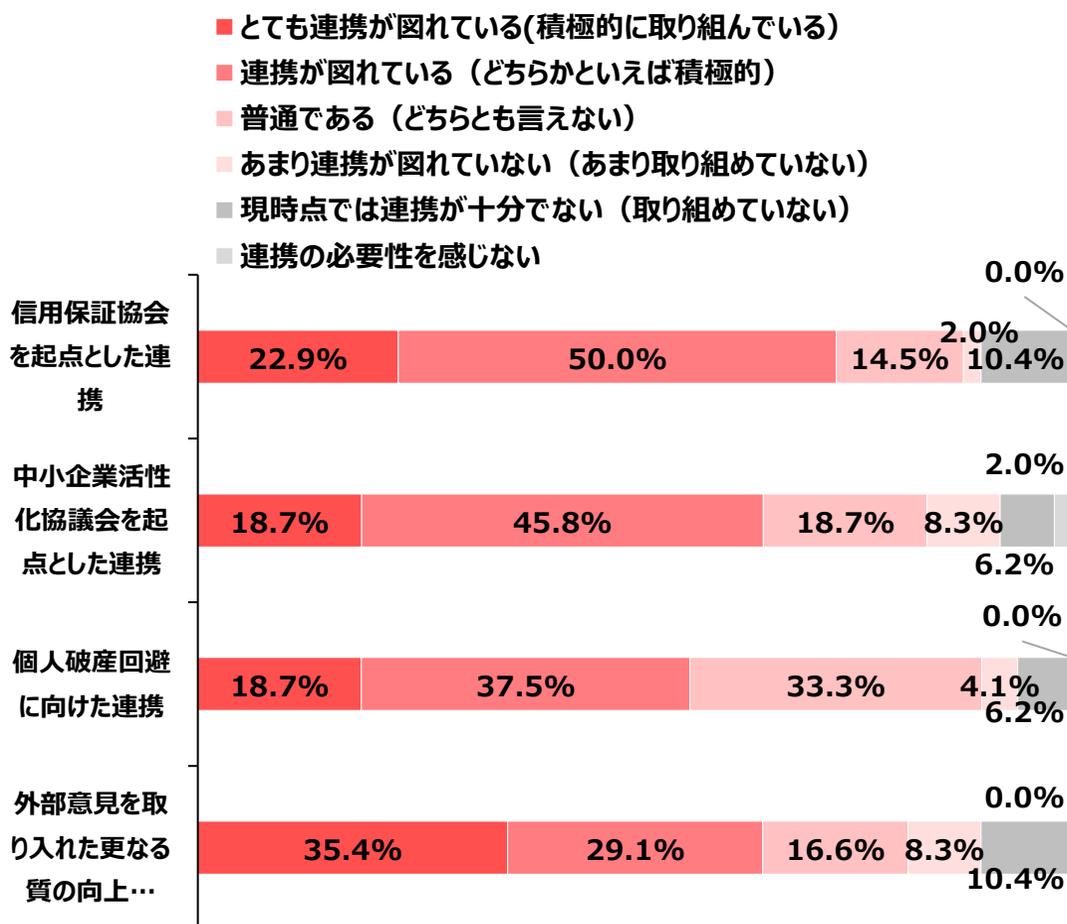
保証協会から協議会へのトレーニー・出向実績

	2022年度	2023年度 (見込)
協議会への トレーニー 派遣	15協会	16協会
協議会への 出向	6協会	6協会
合計	21協会	22協会

信用保証協会と協議会との各協定項目における連携状況（協議会向けアンケート）

- 連携協定の項目別に見ると、6～7割の地域で連携が図られている。一方で、連携が十分でないと回答した協議会からは、早期の事業再生を図るために、**信用保証付融資の割合が高い事業者については、保証協会が主体的に動くことで、早期に協議会へつないで欲しい**といった声が多く挙げられた。

保証協会と協議会の各協定項目の連携状況



連携が十分でないと回答した協議会のコメント

- 保証協会は基本的に受け身であり、事業者への協議会メニューの紹介など能動的な取組に乏しく、保証協会からの紹介、持込実績は少ない。
- 破産回避に向けたガイドラインの基本的な考え方等の認識合わせ等は現時点では十分ではない。
- 保証協会と協議会との勉強会等はできているが、弁護士会や診断士協会を交えての勉強会は現時点ではできていない。

保証協会に求めること

- 早期の事業再生を図るためには、信用保証付シェアが高い先(実質メイン先)については、保証協会が主体的に動いて頂き、事前相談いただくなど、早期に協議会つないで欲しい。(全国12機関から同様の意見)
- 信用保証付債権DDSをもっと展開して欲しい。
- (再生支援に携わる協会職員の) 経営者保証ガイドラインに対する理解をより深めてもらいたい。

参考：信用保証協会と中小企業活性化協議会との連携好事例

- 個別案件の情報交換を含め、**保証協会と協議会の担当者同士の情報交換をほぼ毎日実施**。
- 保証協会が行う事業者訪問において、課題を抱える事業者に対して、必要に応じて**協議会の支援メニュー**（収益力改善・再生支援・405事業等）を**提案**。
- 協議会の収益力改善支援の出口対応において、金融機関主導によるリスクに移行するにあたり、保証協会の**専門家派遣の支援を紹介し、協会へ橋渡しを実施**。
- 収益力改善計画やプレ再生計画など、協議会が計画策定支援を行った先のうち**保証付融資の割合が高く資金繰り懸念のある先について、保証協会が定期的にモニタリングを実施**し、実績が計画より下振れをした際には**協議会と連携して事業再生の早期着手を促している**。
- 協議会と保証協会の**連携協定のフォローアップ会議に、自治体、中小企業振興センターやよろず支援拠点がオブザーバーとして参加**し外部意見を取り入れ、再生支援の更なる質の向上につなげている。
- **協議会、保証協会、弁護士会の三者で、定期的に「廃業時における『経営者保証ガイドライン』の基本的考え方」などの活用について、情報交換と勉強会を開催**。

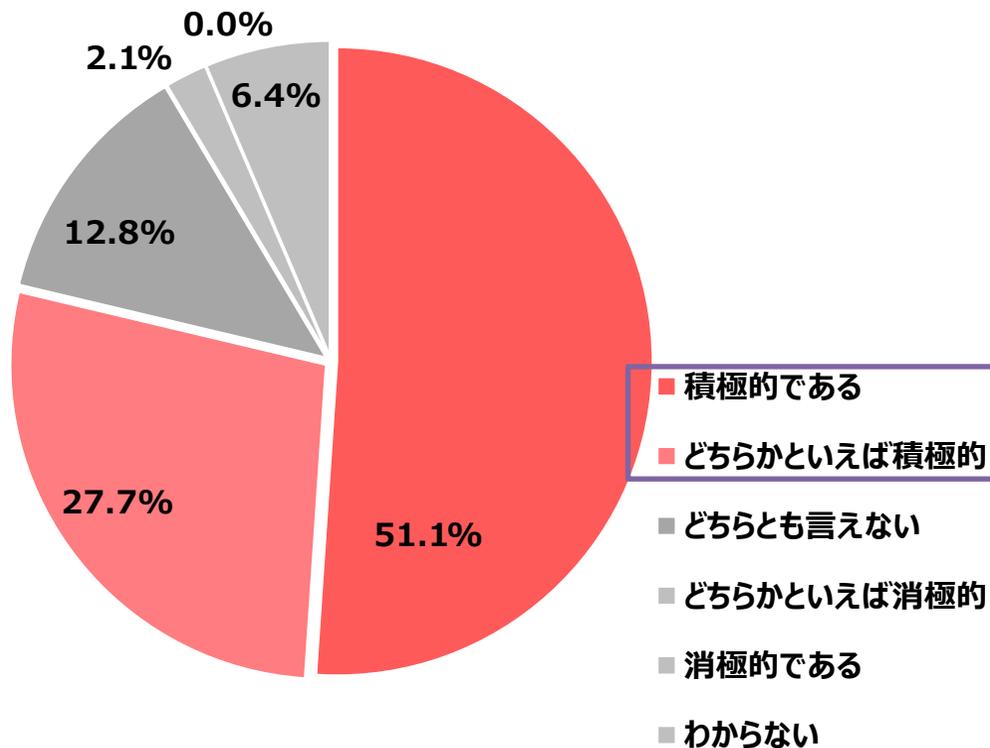
～アンケート調査結果～

中小企業活性化協議会の取組について

中小企業活性化協議会の取組状況・課題（よろず支援拠点向けアンケート）

- よろず支援拠点に対するアンケートによると、協議会の取組姿勢は積極的であると回答したものがおよそ8割。
- 他方で、**専門家や協議会のマンパワー不足**や、**小規模事業者の再生支援**について懸念の声あり。

協議会の取組姿勢



協議会の課題・求めること

- 事業者には具体的な取組が知られていないと思われるため、全国的な広報が必要。
- 再生支援協議会への印象が強く、敷居が高いと思われる。事業者が気軽に相談できるような分かりやすいメニュー作りが必要ではないか。
- よろず支援拠点からの紹介案件はあるが、協議会から案件は少ない。相談者との守秘義務が原因か。
- 収益改善支援の分野は相互に強みを活用できるので、情報の共有化が可能となる仕組みとできればと考える。
- 小規模事業者の再生支援について対応できるか疑問。
- 弁護士等の専門家が不足しており、事業者ニーズに迅速に対応できていないのではないか。
- 今後案件が増加した場合、専門家、マンパワー不足で対応が難しくなることが懸念される。
- 協議会は計画策定後のフォローアップに関しては体制が弱く、そういった点はよろずと連携できると感じる。
- そもそも支援スキームも異なっているため、同じ目線での連携に難しさを感じている。

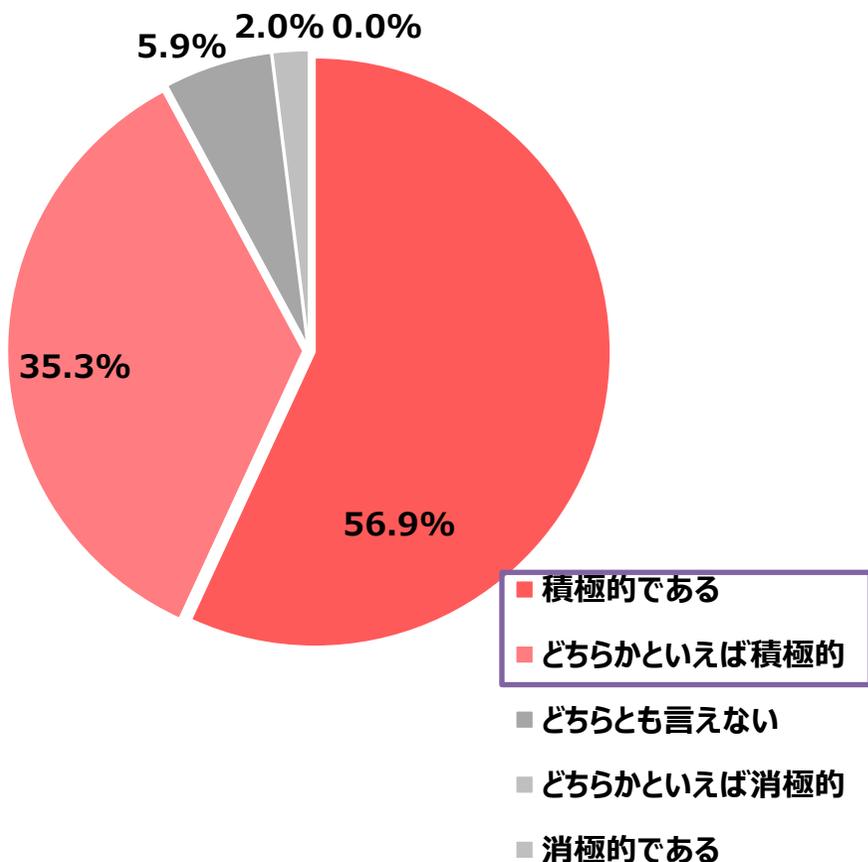
参考：中小企業活性化協議会とよろず支援拠点との連携好事例

- よろず支援拠点での売上拡大支援に先立って、**活性化協議会が収益力改善支援にて金融支援**（条件変更等）**を行ったことで当面の資金繰りが安定**。売上拡大に取り組める企業基盤が実現。
- 毎月2回、**よろず支援拠点**のチーフコーディネーターが、**活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター**の統括責任者と**ミーティングを開催**。
- 主に、**活性化協議会はB/Sの改善を支援**し、**よろず支援拠点はP/L面の支援（特に売上）**を行っているため、役割分担の上、相互に紹介している。
- 活性化協議会が策定した**再生計画実行時のトップラインの引上げ支援**を**よろず支援拠点が実施**。
- **収益力改善計画策定先に対し、伴走支援やアクションプラン策定支援**を**よろず支援拠点が実施**している。
- 経営改善計画策定支援事業（405事業）の活用に当たり、認定経営革新等支援機関と連携し、**経営改善アクションプランの実行支援**を**よろず支援拠点がサポート**している。

中小企業活性化協議会の取組状況・課題（信用保証協会向けアンケート）

- 保証協会に対するアンケートによると、協議会の取組姿勢は積極的であると回答したものが9割超。
- 他方で、地方における再生支援人材の不足に対する指摘や協議会による支援のレベルにバラツキを指摘する声、協議会に専門家の育成機関としての機能や、他支援機関との連携により支援の強化を求める声もある。

協議会の取組姿勢



協議会の課題・求めること（体制面）

- 再生支援に係る専門家が不足しており、支援ニーズに対応し切れていない。
- 都市部と異なり地方には再生支援の担い手が多くないため、地域の支援専門家を育成する観点から、再生支援手続きにより多くの専門家が関与し、協議会の再生支援ノウハウが広まることを期待。
- 今後増加が予想される中小企業の事業再生等に関するガイドラインの担い手となる第三者支援専門家などの養成の役割を期待。
- 収益力改善計画のアクションプランを実行管理するための人材が不足しているケースが多いように感じる。
- 事業再生のノウハウや金融調整能力が個人に依存しており、活性化協議会の担当者の対応・レベル感がまちまち。
- 収益力改善支援については、よろず支援拠点と連携するなどして、フォローアップを強化する取組を望む。
- 収益力改善支援を行った事業者の内、プレ再生支援に移行できない先に対して、協議会から保証協会の専門家派遣制度の活用を提案する事例も出てきてはいるが、属人的な対応に留まっている。

中小企業活性化協議会の取組状況・課題（信用保証協会向けアンケート）

- 支援内容の課題としては、**収益力改善支援やプレ再生支援が根本的な課題解決につながっていない**のではないかと指摘や、**早期経営改善計画については認定支援機関によってレベルにバラツキがある**との指摘がある。

協議会の課題・求めること（支援内容面）

- 「収益力改善支援」・「プレ再生支援」については、実質的にリサイクルを繰り返すのみで、「収益力改善」や「抜本再生」という根本的な課題解決に至るケースが少ないように感じる。
- 早期経営改善計画は認定支援機関によってレベルにバラツキがあり、中には形だけの計画となっていて実際の改善に結びついていないものもある。協議会は助言のみならず検証もできるようになれば効果が高まるのではないかと。
- 収益力改善支援については、一時的な返済猶予の印象が強く、その後、有効に再生支援に結びついているか疑問を感じる。

協議会における課題・求めること（その他）

- 金融目線において安定感が高いが、保守的な支援姿勢も感じる。弁護士等の有資格者ほか、金融機関以外の業界からの積極的な採用、協議会間での人材交流など、人材の多様化、高度化、活性化を望む。
- 特定の金融機関の方針によっては再生手法が限定され、多くの支援案件に影響を与えてしまう。
- 抜本再生による支援は、債権放棄を伴うため、事業者の経営改善に大きな効果が出るものの、メイン行等の姿勢により、抜本再生に至らないケースもあると思われる。
- 金融機関等の協議会へつなぐ機関の早期判断が支援の質につながっていくものと考える。
- 求償権放棄条例が未制定のため、県制度の債権放棄を伴う再生計画に対応出来ない。

参考：求償権放棄に係る条例の制定状況（2023年9月末現在）

信用保証協会が存する都道府県市（51自治体）の状況

①制定済	29自治体
②対応不要（損失補償付き制度融資なし等）	12自治体
③未制定	10自治体

①制定済

北海道、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県、福井県、滋賀県、大阪府、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県、福岡県、群馬県（2023年3月）鹿児島県（2023年7月）

②対応不要

- （1）損失補償なし：青森県、山形県、長野県、岐阜市、徳島県、高知県
- （2）補助金：神奈川県、横浜市、川崎市、名古屋市、三重県
- （3）その他：島根県

③未制定

秋田県、埼玉県、山梨県、石川県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県

※民間ゼロゼロ融資損補付き5自治体（埼玉県、山梨県、兵庫県、和歌山県、広島県）

<参考>

～アンケート調査結果～

よろず支援拠点の取組について

参考：よろず支援拠点へのコメント（保証協会・協議会向けアンケート）

- 保証協会・活性化協議会からは、**幅広い経営相談への対応を評価する声も多い**が、（ワンストップ相談窓口として多種多様な相談に対応するという役割上）必ずしも本格的な経営改善計画を策定する体制にはなっていないのではないか、また、**企業の経営改善の可能性を高めるためにも、保証協会や活性化協議会をより一層活用してもらいたい**といった声あり。

保証協会からのコメント

- 複数のコーディネーターでチームを組み、中期的な視点で対応している伴走支援事業は効果が高いと思われるものの、（多種多様な相談に対応するという役割上）必ずしも**本格的な経営計画や金融支援を伴う改善計画の策定支援まで、拠点単独で支援できる体制とはなっていないのではないか**。
- 経営改善計画の策定に際して、**経営改善計画の策定は保証協会が対応し、売上拡大等の個別テーマはよろず支援拠点が対応**するなど、**双方の得意分野において、支援を実施**することができた。
- よろず支援拠点のコーディネーターには、**保証協会の金融支援機能をもっと活用していただく**ことで、企業の経営改善の可能性は更に高まると感じている。

活性化協議会からのコメント

- （ワンストップ相談窓口という役割を考えると）よろず支援拠点が単独で、相談企業先の経営状態や事業内容など、網羅的かつ事細かに実態を把握するには限界があるケースも多いのではないか。
- よろず支援拠点単独では、必ずしも再生支援に係るノウハウ・体制が十分ではないと思われ、拠点全体で、財務状況が厳しい事業者については協議会に持ち込むといった方向性を意識してもらいたい。そのためにも、**意見交換会等を通じて、相互に事業領域を正しく理解する必要**があるのではないか。

～アンケート結果を踏まえて～

信用保証協会の経営改善・再生支援の強化の方向性

【経営改善支援について】

- ① 保証協会のみのリソースでは、**マンパワーと知識・ノウハウに限界**がある中、**保証協会では対応しきれない案件について、必要に応じてよろず支援拠点等の支援機関に積極的につないでいく**など、**連携の強化が必要**ではないか。
- ② 具体的には、よろず支援拠点との間で、人的交流や定期的な勉強会を実施している地域ほど、具体的な連携が図れている傾向があるため、**出向やトレーニー派遣も含めた人的交流や勉強会の積極的な開催を促していくことが必要**ではないか。
- ③ また、**保証協会が行う専門家派遣とよろず支援拠点の支援を使い分ける**など、**役割分担を明確にして、案件の紹介や持ち込みを促していくことが重要**ではないか。（例えば、保証協会の専門家派遣により計画策定を行った案件について、売上拡大などの実行面の支援によろず支援拠点が加わり、連携して支援を行うなど。）

【再生支援について】

- ① 再生支援の強化を図る上で、**信用保証付融資の割合が高い先については、保証協会が主体的に動くことで、早期に協議会へつないでいく**必要があるのではないか。
- ② 協議会との連携強化を図っていくためには、**トレーニー制度等の活用や勉強会等の積極的な開催を促していくことが必要**ではないか。

中小企業活性化協議会の経営改善・再生支援の強化の方向性

【支援体制について】

- ① 協議会のリソースが必ずしも十分ではない中、収益力改善支援完了後のモニタリングやフォローアップ、再生計画策定後の伴走支援など、**具体的な取組内容を明らかにした上で、よろず支援拠点や保証協会、事業承継・引継ぎ支援センター等の他の支援機関との連携を進める**べきではないか。
- ② 特に地方において専門人材に不足感がある中、協議会は**再生支援人材の育成機能の役割**も担えるようにするべきではないか。
- ③ 協議会の取組を**中小企業に幅広く理解**して貰うため、**積極的に広報**等を実施すべきではないか。

【支援の内容・質について】

- ① 早期経営改善計画について、認定経営等革新支援機関のレベルのバラツキを是正するよう、**協議会による助言機能を強化**すべきではないか。
- ② **「収益力改善支援」・「プレ再生支援」**が、計画期間を通じて確実に収益力向上や財務改善、さらには、本格的な再生計画の策定につながるよう、**フォローアップ体制を強化**すべきでないか。
- ③ 協議会毎のバラツキをなくすため、全国本部の助言・指導のもとで、**支援が十分ではない協議会のレベルアップ**を図るべきではないか。

再生支援の強化に向けて

- 「挑戦する中小企業応援パッケージ」（2023年8月30日）を踏まえ、**「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議（仮称）」を開催予定。**
- 関係機関（中小企業活性化全国本部（中小企業基盤整備機構）、政府系金融機関、保証協会、金融団体、士業団体、中小企業関係団体等）が一丸となり、経営改善・再生支援を進めていくための方向性を検討。

1. 中小企業を取り巻く現状

2. 経営改善・再生支援の現状と課題、方向性

3. 経営者保証の提供を選択できる信用保証制度

4. 保証手続の電子化について

5. 前回小委員会の御指摘事項

6. 御議論いただきたい論点

経営者保証の提供を選択できる信用保証制度の対象要件（案）

- **保証料率の上乗せ**という経営者保証の機能を代替する手法を活用することから、**経営者保証ガイドラインの3要件（①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保）よりも緩和した要件**を設定。
- **要件は、中小企業信用保険法施行規則に規定するが、硬直的な制度運用とならないよう配慮する観点から、「社会通念上相当」などの具体化については、Q&A等により判断基準を示す。**
- なお、施行規則のパブリックコメントは、本年11月上旬から実施予定。年度内に制度を開始。

対象要件

（一定の経営規律等）

経済産業省令に規定

次の要件のいずれにも該当すること(*)

- ① 過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において**貸借対照表、損益計算書等その他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類（*1）**を当該金融機関の求めに応じて提出していること。
- ② 直近の決算書において**代表者への貸付金等(*2,3)**がなく、かつ、代表者への**役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。**
- ③ 直近の決算において**債務超過ではない**（純資産の額がゼロ以上である）こと**又は**直近2期の決算において**減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと。**
- ④ 上記①及び②については**継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。**
- ⑤ **中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望していること（*4）。**

(*)法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあつては①から③までに掲げるものを、法人の設立後最初の2期分の決算が未了の者にあつては③に掲げるものをそれぞれ除く。

保証料率

- 通常の保証料率に、上記③の要件を**両方とも満たしている場合は0.25%、どちらか一方のみを満たしている場合は0.45%の上乗せ**を行う（2期分の決算書がない場合は0.45%の上乗せ）。
- 事業者負担軽減のため、時限措置として、**上乗せした保証料の一部について軽減措置**を講じることを検討中。

(*1)原則、貸借対照表及び損益計算書とするが、必要に応じて試算表や資金繰り表等も含む。

(*2)「代表者」には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む。

(*3)「貸付金」以外の金銭債権（仮払金・未入金等）も含み、少額のものや事業の実施に必要なものは除く。

(*4)経営者保証を不要とすることができる既存の保証制度等については、本制度によらず、引き続き従前の取扱いを可能とする。

プロパー借換保証制度（仮称）の概要

- 経営者保証非徴求の取組による信用収縮を防止し、民間における取組浸透を促すために、**例外的に、既往プロパー融資（経営者保証あり）から信用保証付融資（経営者保証なし）への借換を認める保証制度**を創設する。
- **官民でリスクを分担しモラルハザードを防止する観点に留意した設計**とするとともに、**時限措置**として実施。

<p>申込人資格要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の全ての要件を充足する法人 <ol style="list-style-type: none"> ① 資産超過であること ② E B I T D A 有利子負債倍率が15倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 申込日^(*)において返済緩和している借入金がないこと <p><small>(*)危機関連保証又はSN保証4号（新型コロナ）の指定期間内の場合は、指定期間の始期の前日において返済緩和している借入金がないことでも可</small></p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 本制度と同様に、例外的にプロパー融資の借換えを認めている「事業承継特別保証制度」の財務要件と同じ。</p> </div>
<p>保証限度額 (借換可能額)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証限度額：2億8,000万円（責任共有制度の対象となる保証に限る。） ● ただし、申込金融機関における本制度の保証限度額（既往の本制度残高を含む。）は、経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内とする。
<p>対象資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者保証の提供を受けている申込金融機関の既往プロパー借入金（事業性資金）の返済資金に限る。
<p>金融機関の責務</p>	<p>本制度の実行と同時に、経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること^(*)</p> <p><small>(*)または、本制度の実行と同時に、既往プロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部若しくは一部について経営者保証を解除すること（かつ、解除したプロパー融資は保全がないこと）でも可</small></p>
<p>保証期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証期間：10年以内（据置期間は1年以内）
<p>保証人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要とする。
<p>EBPM</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込人の属性（設立日、資本金等）や利用内容（保証申込金額、保証承諾金額、プロパー融資状況等）のデータの提出を受ける。
<p>取扱開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者保証の提供を選択できる信用保証制度の取扱開始日

1. 中小企業を取り巻く現状
2. 経営改善・再生支援の現状と課題、方向性
3. 経営者保証の提供を選択できる信用保証制度

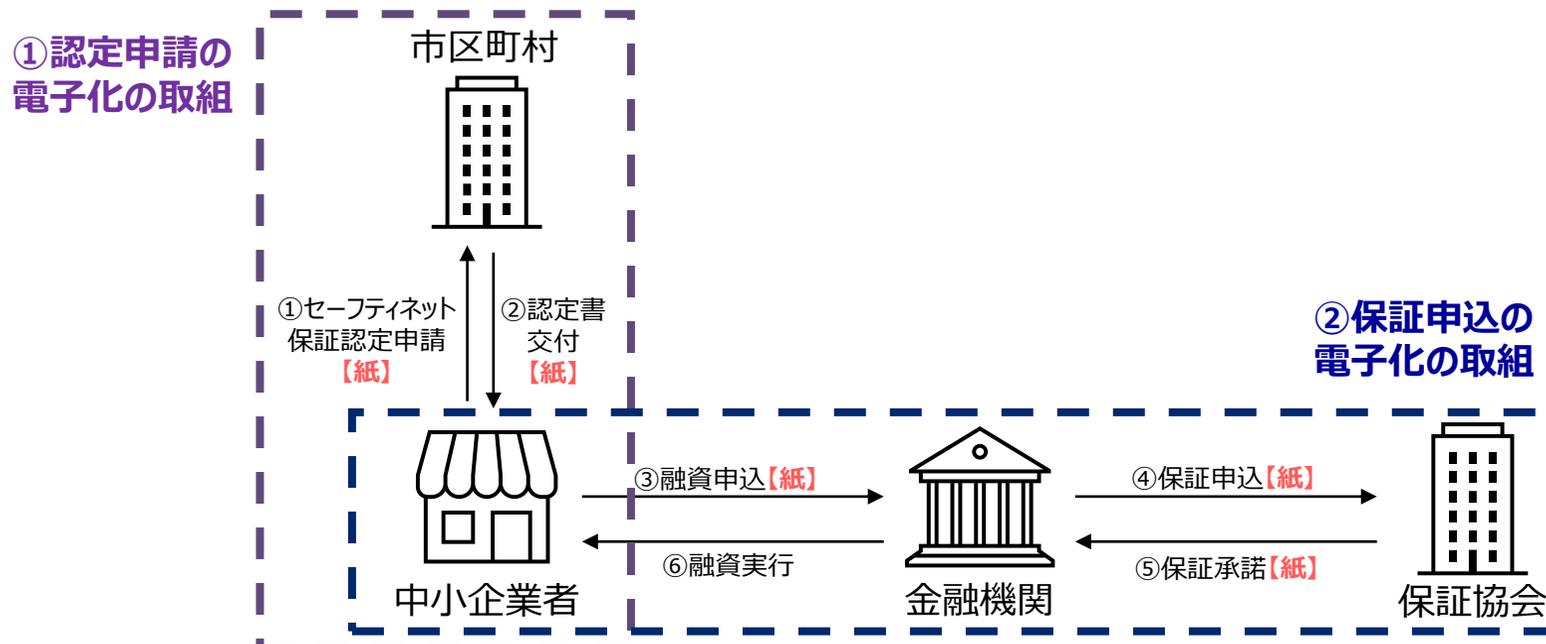
4. 保証手続きの電子化について

5. 前回小委員会の御指摘事項
6. 御議論いただきたい論点

手続きの電子化による中小企業の資金繰り改善に向けて

- 融資実行までの期間短縮に向けては、①セーフティネット保証の認定申請、②金融機関による保証申込み 手続きの電子化を進めることが必要。
- コロナ禍においては、セーフティネット保証の認定申請が地方自治体に殺到し、全国的に窓口の混乱がみられたことから、国による統一的なプラットフォームの整備を求める声が複数の自治体から寄せられた。
- なお、既に認定申請の電子化を進めている横浜市においては、これまで1件あたり最大60分程度かかっていた認定業務が10分程度に短縮されているほか、保証申込電子化を実施した金融機関においては、これまでの手続きに比べ、融資実行までの期間が3日程度短縮されるなど、中小企業の資金繰りニーズにも素早く対応できる効果が見込まれる。

セーフティネット保証制度を利用する際の一般的なフロー



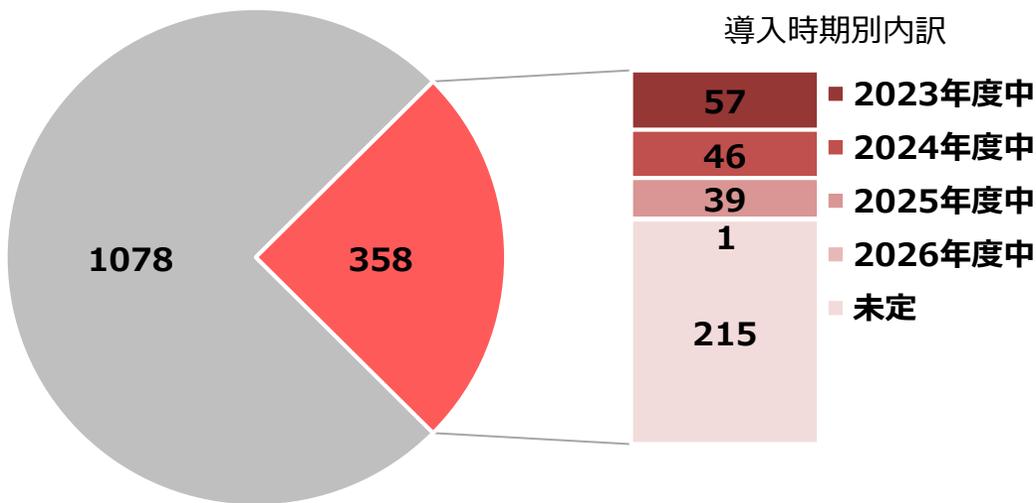
(注) 一部手続きについては、既に電子化されているところもある。

①セーフティネット保証認定の電子申請システム

- 今年度より本格運用を開始したセーフティネット保証認定の電子申請システムの利用は足下では7自治体（秋田市、つくば市、水戸市、岐阜市、多気町、須恵町、豊見城市）に留まる。
注）既に独自のシステムで電子化に取り組んでいる自治体を除く。
- 8月に行ったアンケート調査（第2回）では、導入を検討すると回答した自治体が前回より約40自治体増えたものの、費用対効果や業務効率化などのシステムメリットの理解不足から検討が進んでいない自治体も引き続き一定数存在。
- 利用拡大に向けては、利用料の全額補助による利用負担軽減措置や業務効率化などのシステムメリットについて、地方自治体に引き続き情報提供していく。加えて、各地の金融機関や中小企業関係団体を通じて、ユーザーサイドへの普及活動も強化し、電子申請システムの導入促進を図る。

第2回アンケート結果

「導入は考えていない」と回答した自治体の主な理由



- 現時点においてシステムメリットや判断材料の不足（負担額、導入方法等）から費用対効果の整理ができていないため
- 申請件数が少なく、導入費用負担に対する効果が見込まれないため
- オンライン化の必要性を感じないため
- 利用者への周知や説明、利用促進が困難であることが想定されるため

■ 導入を検討する ■ 導入は考えていない

（出所）中小企業庁「SNポータル導入に関するアンケート（第二回）」（2023年8月実施）より作成

(参考) 導入意向アンケート調査の回答 (分析) について

- **回答のあった自治体の規模別** (政令指定都市、中核市、人口20万人以上の都市 (政令市、中核市を除く)) **で見ると、規模が大きい自治体の方が導入を検討すると回答した割合が高い。**
- 人口20万人以上の都市だけでみると、約 6 割の自治体が導入を検討 (導入済み含む) という結果。

第2回アンケート結果 (分析)

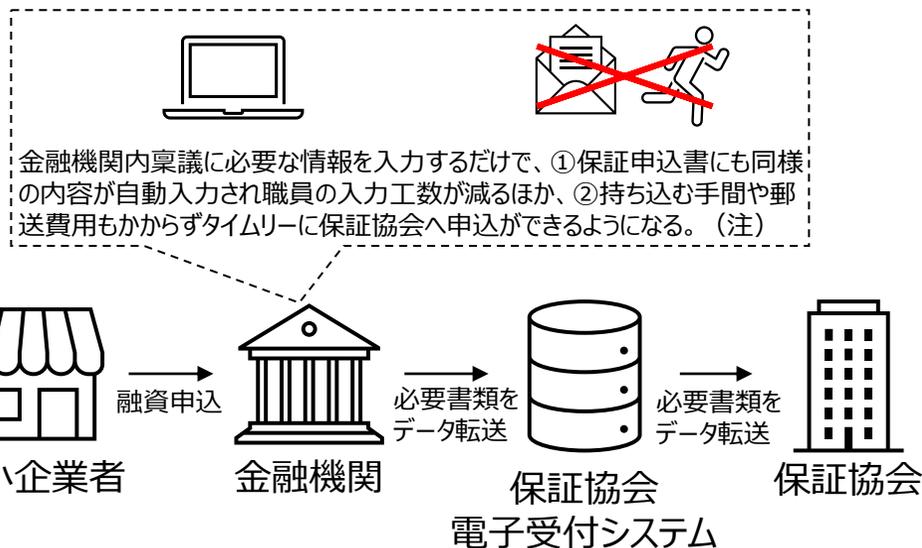
	政令指定都市		中核市		政令市、中核市を除く 人口20万人以上の都市		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
導入を検討	12件	75%	31件	60%	18件	45%	61件	56%
導入は考えてない	4件	25%	21件	40%	22件	55%	47件	44%

(※) 回答があった自治体のうち、既に別の方法により電子化済みの自治体であって、SNポータルを導入を考えていない自治体は除く

②信用保証協会電子受付システム（保証申込の電子化）

- 保証協会への保証申込についても今年度より電子受付システムが本格稼働。9月末時点で**8金融機関、12保証協会が利用を開始**しているところ。
- 利用金融機関からは、**事務コスト**（郵送費や持ち込みにかかる人件費など）が削減できたほか、**金融機関内の稟議などの電子化とも連携**させることで、**保証申込書に基礎情報が自動で入力**されるなどの手続きの簡素化も図られ、**融資実行までの期間が短縮**されたとの声もある。
- こうした保証申込申請手続きや審査期間短縮を通じた**中小企業の資金繰り改善につながる取組を横展開**し、電子受付システムの利用拡大を進めることが必要。

電子受付システムのイメージ



利用開始済み金融機関・保証協会（2023年9月末現在）

金融機関	保証協会		
A信用金庫	東京	千葉県	埼玉県
B信用金庫	大阪		
C銀行	愛媛県		
D信用金庫	愛知県	名古屋市	
E信用金庫	滋賀県		
F銀行	富山県		
G銀行	福岡県	佐賀県	長崎県
H銀行	東京	大阪	

（注）システムの作り込みやシステム構成によって仕様は異なります。

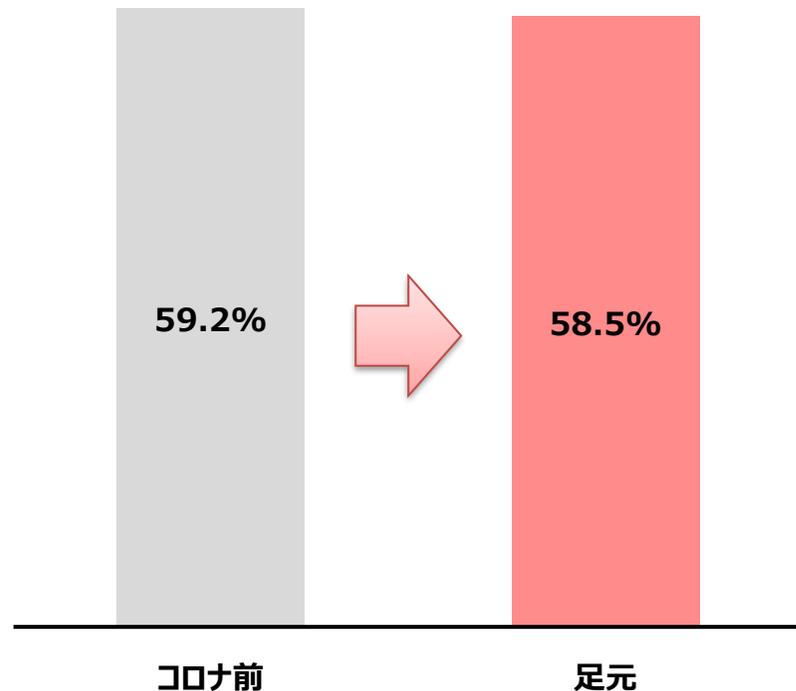
（出所）全国信用保証協会連合会資料等より経済産業省作成

1. 中小企業を取り巻く現状
2. 経営改善・再生支援の現状と課題、方向性
3. 経営者保証の提供を選択できる信用保証制度
4. 保証手続の電子化について
- 5. 前回小委員会の御指摘事項**
6. 御議論いただきたい論点

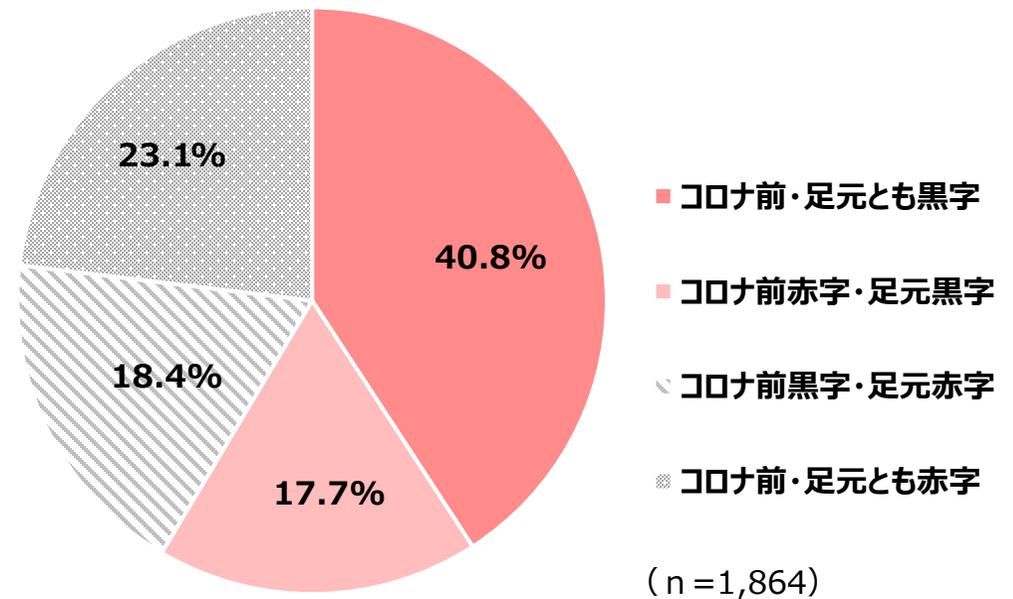
コロナ資本性劣後ローン利用先の状況（コロナ前と足元の比較）

- 2020年度にコロナ資本性劣後ローンを利用した先について、コロナ前と足元の決算期を比較したところ、当期利益について、いずれも6割が黒字であり、黒字の事業者について顕著な減少は見られない。
- 具体的には、コロナ前と足元で黒字を維持している先が4割のほか、コロナ前赤字→足元黒字という事業者も約2割存在。また、コロナ前黒字→足元赤字先は約2割。

コロナ資本性劣後ローン利用先の黒字割合



コロナ資本性劣後ローン利用先の収支状況



(注1) 2020年8月～2021年3月までにコロナ資本性劣後ローンを利用した者について、コロナ前（2019年度）と足元（2022年度）の決算内容を分析。

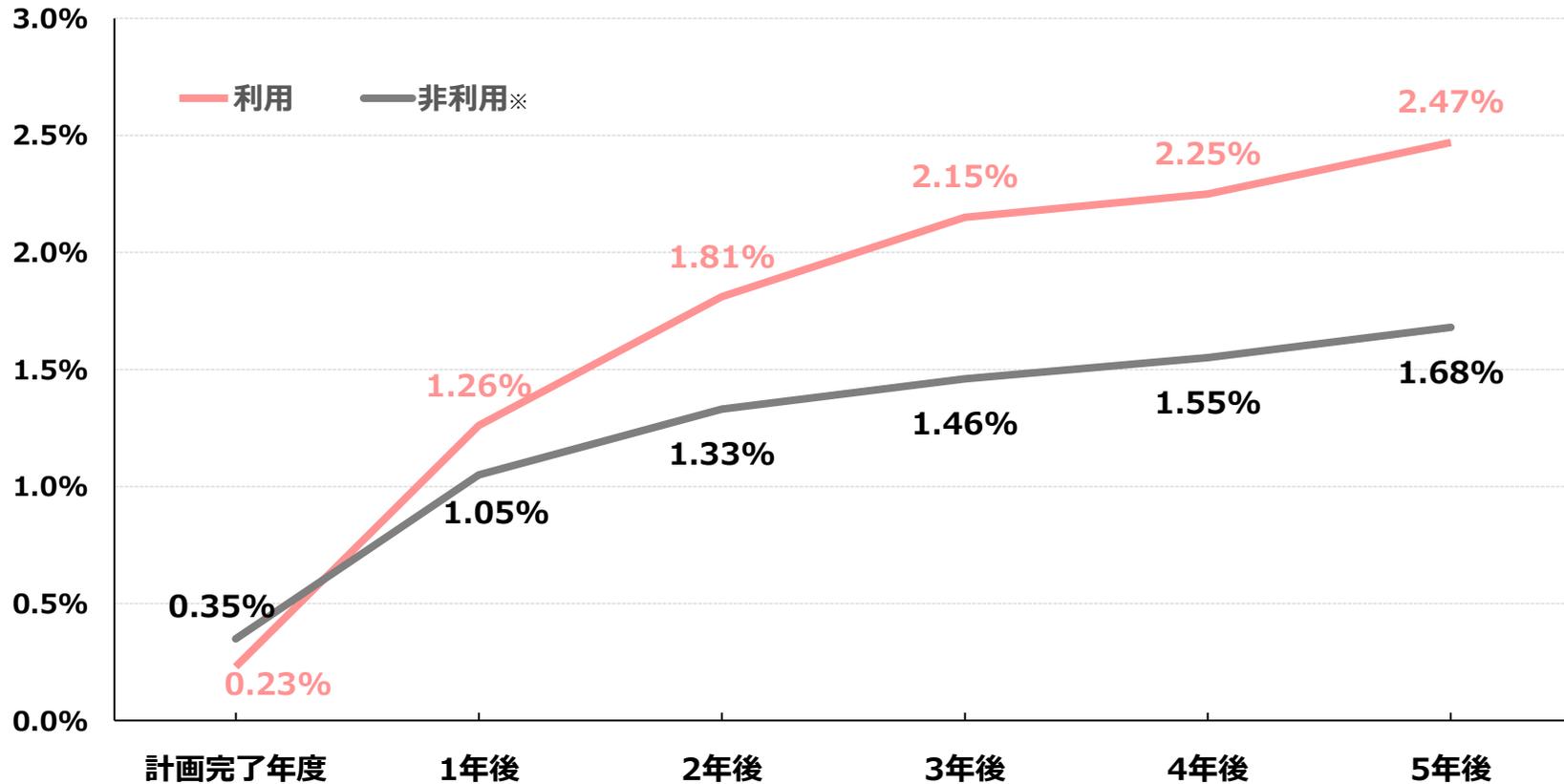
(注2) 黒字・赤字は、当期利益の水準で分類。

(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成

中小企業活性化協議会の支援効果

- **協議会による再生支援先の売上高営業利益率**は、協議会支援の非利用企業と比較すると、**高く推移**。

売上高営業利益率の推移



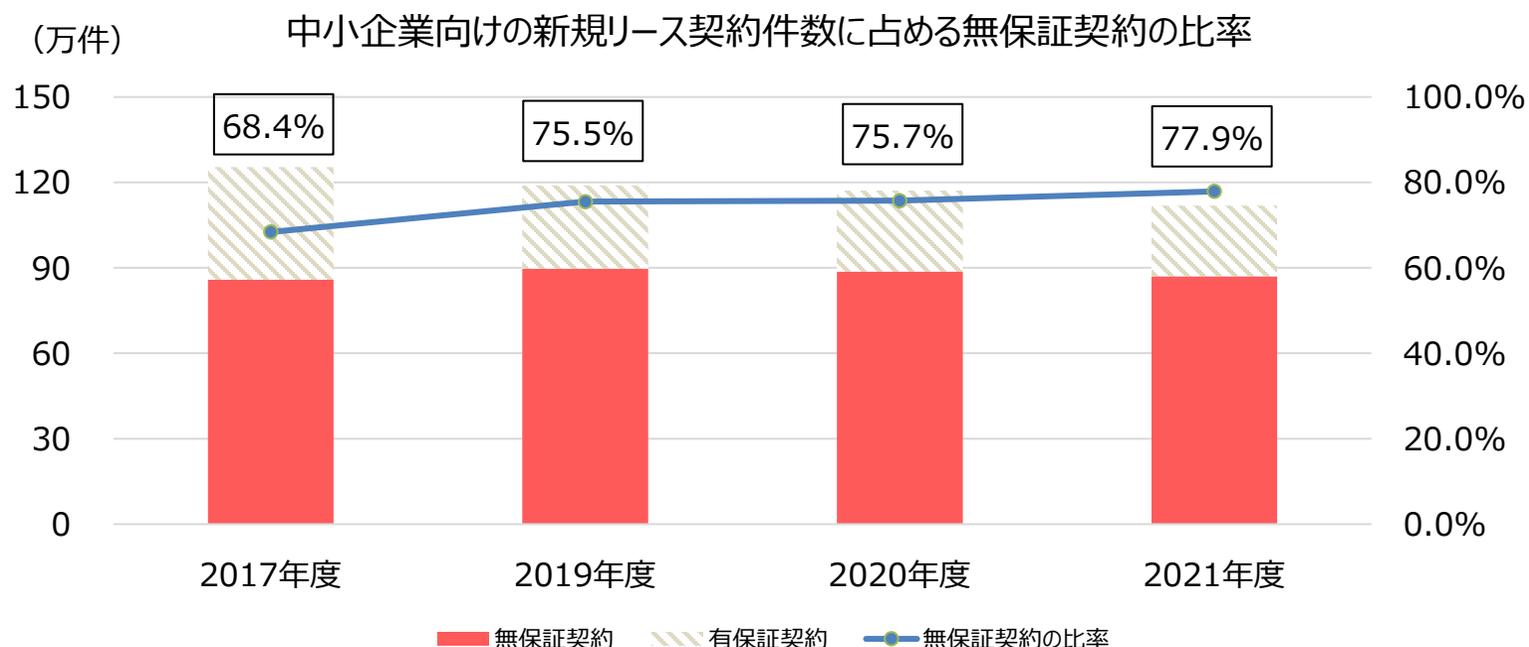
※中小企業活性化協議会の支援を利用していない企業の中で、支援を利用した企業と同様な財務状況等（売上規模、業種、業歴、CRDモデル3による評点）にある企業

支援利用企業のデータについては、以下の方法で特定しているため、全ての利用企業が網羅されていない点、都道府県でサンプル数に偏りがあり得る点は留意が必要。

- ・中小企業庁が保有する協議会事業利用企業のデータに関して、守秘義務の観点から企業名を伏せて委託事業者に提供。
- ・委託事業者は、所在地、業種、業歴、売上規模等から利用企業を特定し、民間調査会社の有する財務情報のデータから計画完了後の売上高営業利益率のデータを作成。

「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」の活用状況

- リース契約については、「経営者保証に関するガイドライン」（2013年12月、以下「GL」）に準じて「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」（2019年5月、以下「リースGL」）が策定され、**経営者保証への依存を下げる取組が進められている**。
- 加えて、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（2022年3月）では、**保証債務の整理においてリース債権者もGLの対象債権者となりうることが明記**されるとともに、リースGLにもその旨が追記された（2023年1月）。
- 中小企業向けの新規リース契約件数に占める無保証契約の割合は、**直近では8割弱で推移**（小口リース取引の無保証契約の割合が7割程度）。



コベナンツ付保証契約の活用に向けた地域金融機関の工夫

- 活用に積極的な地域金融機関の取組をヒアリングしたところ、ハードルを下げるために、**1. 保証要否検討時の事務フロー見直し、2. 財務コベナンツの定型化、3. モニタリング負担の軽減等**の工夫が見られた。

< 1. 保証要否検討時の事務フロー見直し >

- 経営者保証の提供の要否を検討するフローを本部にて見直し、**コベナンツ付保証契約を選択肢の1つとして明示**したところ、営業店がこのフローに則った対応を行い、結果的にコベナンツ付保証契約の活用件数が増加。

【見直し後の検討フロー】

1. 経営者保証に関する**ガイドラインの3要件※を充足している場合、原則として保証人を不要**とする。
2. **3要件を充足していない場合、コベナンツ付保証契約の活用を検討**する。
3. コベナンツ付保証契約の**活用が適当でない場合、通常の連帯保証契約を活用**する。

※法人と経営者が明確に区分・分離されている、法人のみの資産や収益力で返済が可能である、適時適切に財務情報が開示されているの3要件。

< 2. 財務コベナンツの定型化 >

- 解除条件付保証契約において、**財務コベナンツの内容を定型化**することで、**営業店側の判断を簡略化し負担軽減**につなげている。

【設定例】 債務超過でない、2期連続赤字でない、EBITDA有利子負債倍率10～15倍以内 等

(なお、財務コベナンツを定型化せず、案件毎に適切な内容を事業者とともに検討の上、設定している事例もみられた)

< 3. モニタリング負担の軽減 >

- 停止条件付保証契約では、停止条件に抵触したことの立証責任を金融機関側が負うことから、定期的にモニタリングを実施。また、**モニタリングのタイミングを、決算書受領の時期に合わせる**ことで、営業店の負担を軽減。
- 解除条件付保証契約では、**事業者側から解除事由に該当したことを申出る取扱いとする**ことで、営業店の負担を軽減している事例もみられた

< 4. 組織内への浸透方法の工夫 >

- 本部から通達、研修、説明会等の機会を捉え、コベナンツ付保証契約の活用を促すとともに、営業店長からも渉外担当者への意識付けを実施。

(注) 各種取組に対する評価等については各金融機関における見解であり、中小企業庁の見解を評したものではない。

地域金融機関におけるコベナンツ付保証契約の活用事例

- 個別事例をみると、事業者が抱えているガバナンス体制面の各種課題に対して、体制整備に向けたインセンティブとして機能するようなコベナンツ内容とする等の工夫が見られた。

停止条件付保証契約の個別事例

【法人・個人の分離に課題】

- ・ 経営者に対する事業に関係のない多額の貸付金があったが、金融機関からの働きかけにより一旦は解消している事業者。
- ・ 再び同様の貸付取引が行われる懸念を払拭できないことから、**法人・個人の分離を停止条件とする保証契約を金融機関が提案。**
- ・ **経営者は条件を履行している限り保証の効力は発生しない**ことから、**保証契約の締結に同意。**経営者への貸付も抑制している。

【適時適切な情報開示に課題】

- ・ 新規取引先で、取引開始後に決算書・試算表等の継続的な提出が受けられるか懸念がある事業者。
- ・ **決算書等の定期的な提出を停止条件とする保証契約を金融機関が提案。**
- ・ **経営者は条件を履行していれば保証の効力は発生しない**ことから、**保証契約の締結に同意。**積極的に情報開示に応じている。

解除条件付保証契約の個別事例

【債務償還能力に課題】

- ・ 赤字・債務超過など財務面に課題を有しているものの、経営改善計画を策定し収益改善に取り組んでいる事業者。
- ・ **将来的に業績改善が見込まれる**ことから、解除条件を明確化するため、**金融機関から財務制限条項（直近2期において経常利益・当期利益ともに黒字計上、キャッシュフローによる債務償還能力が10年以内、直近期において繰越欠損・債務超過でない）を規定した解除条件付保証契約を提案。**
- ・ 経営者は保証解除の目標が明確になるとともに、**財務制限条項をすべて充足した場合には保証解除される**ことから、積極的に収益改善に取り組んでいる。

【安定的な収益性に課題】

- ・ 事業規模拡大のため、設備投資を実施した事業者。必要な資金は金融機関から調達。収益の安定性に課題。
- ・ 投資した設備が順調に稼働すれば、将来は保証解除の要件充足が期待できることから、**金融機関から財務制限条項（直近2期において営業利益黒字計上、EBITDA有利子負債倍率10倍以内、直近期において債務超過でない）を規定した解除条件付保証契約を提案。**
- ・ 経営者は**財務制限条項に定められた財務指標を顧問税理士とも共有**し助言を受けるとともに、投資した設備の安定稼働に努めている。

スタートアップ創出促進保証の利用促進に向けた広報活動

- 事業者への周知を図るため、2種類の広報チラシ（創業希望者向け、ベンチャー企業向け）を作成し、関係機関（商工会議所、ベンチャーキャピタル等）を通じて広報活動を展開中。

創業希望者向け

独立・開業・起業を目指す皆様

起業して5年未満の方も対象です

／ 経営者保証いりません ／

経営者保証なしで融資を受けられる新制度はじめました！

身に着けたノウハウを生かして独立したい。
運転資金を借りたいけど、連帯保証人になるのは不安だな・・・

フランチャイズオーナーとして開業したい。
初期費用を借りたいけど、連帯保証は必要なのかな？

事業を法人化したい。
連帯保証人にならずに融資を受けられないかな？

このような悩みをお持ちの方
スタートアップ創出促進保証
(信用保証制度)
の利用をご検討ください

スタートアップだけでなく、
創業全般に
ご利用いただけます



活用事例

レストラン（保証金額800万円）
数店舗の飲食店勤務後に、独立を志し創業。設備資金は自己資金にて手当し、本制度は事業が軌道に乗るまでの仕入れ、人件費等運転資金確保の為に申込。

制度詳細は裏面をご確認ください

ベンチャー企業（シード、アーリー）向け

経営者保証不要の
デット・ファイナンス
始まる！

START UP

詳細は裏面へ

スタートアップ創出促進保証制度の概要

保証限度額	3,500万円	保証割合	100%保証
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	原則19等分割返済	保証期間	10年以内 (償還期間1年又は3年以内)
担保	不要	保証人	不要
融資利率	金融機関所定利率	保証利率	創業促進保証の保証利率に0.2%上乗せ
交付書類	創業計画書（スタートアップ創出促進保証利用時）		

本制度をご利用いただける方

- | 創業後5年未満の法人 | 創業を予定されている方 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 事業を営んでいる個人が設立した法人で、設立から5年未満である ● 分社により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である ● 事業を営んでいる個人が開設した事業を営む個人、個人事業主から5年未満である | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業を営んでいない個人で、2年以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある ● 分社により別法人を設立して事業を開始する予定の法人 |

ガバナンス体制の構築

本保証制度を利用の方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(※)を金融機関に提出してください。

詳しくは、金融機関または最寄りの信用保証協会までお問い合わせください

詳細な制度概要はこちら



(中小企業庁ホームページ)

活用事例

工場最適化支援システム開発会社（保証金額3,000万円）
前勤務先のシステム開発会社の一部を継承して事業をスタートし、その後分社化することにより当社を創業。開発資金等0%の仕入れにより調達出来ていたが、黒字化までの資金繰りを安定させる為に申込。

医薬品販売等（保証金額2,500万円）
現在勤務する大学にて開発した医薬用試薬・検査薬について事業化するため当社を創業。創業第1期目から収支均衡での黒字を提出しており、明確な受注を消化するための運転資金の申込。

デジタル関連DXシステム開発（保証金額2,000万円）
前勤務先でシステム開発部門に従事していた際に、DXに繋がると感じ創業。連帯保証を取らない融資を希望しており、金融機関より本制度の紹介を受ける。システム開発研究費等で申込。

什器備品レンタル事業（保証金額3,000万円）
前職の経験を活かし、独立。連帯保証不要・保証期間を長く取ることが出来る制度を希望しており、金融機関より本制度の紹介を受ける。事業拡大に伴う増加運転資金として申込。

幅広い業種、様々なバックグラウンドを持った
創業者によって活用されています！



参考：経営者保証を求めない創業時の信用保証制度（スタートアップ創出促進保証）

- 失敗時のリスクが大きいため起業をためらう起業関心層のうち、約8割が原因として経営者保証を挙げている。
- そのため、創業時に信用保証を受ける場合、経営者保証を不要とする新しい信用保証制度を本年3月15日に創設。
- なお、本制度については、保証協会所在の都道府県市のうち、既に41都道府県市において制度融資が措置され、自治体における追加支援が措置されている。

資格要件	<ul style="list-style-type: none">● これから法人を設立する創業予定者と法人設立後5年未満の創業者。 * 創業予定者と税務申告1期末終了者に限り、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有することを追加的な要件とする。
保証限度額等	<ul style="list-style-type: none">● 保証限度額：3500万円（保証割合：100%）
保証期間等	<ul style="list-style-type: none">● 保証期間：10年以内（据置期間1年以内。プロパー融資がある場合は3年以内も可）
貸付金利・保証料率	<ul style="list-style-type: none">● 貸付金利：金融機関所定利率● 保証料率：各信用保証協会所定の創業関連保証の信用保証料率に0.2%を上乗せ
ガバナンス向上のための工夫	<ul style="list-style-type: none">● 創業3年目及び5年目に決算申告書を基に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、結果を記したチェックシートを金融機関に提出。提出を受けた金融機関は内容を確認し、その後信用保証協会に提出する。

■ 承諾実績（2023年3月15日～10月20日） 878件、94億円

【参考】スタートアップ創出促進保証制度の利用状況

	保証承諾	
	件数	金額
北海道	47	351
青森県	3	60
岩手県	2	13
宮城県	71	633
秋田県	8	74
山形県	5	46
福島県	3	20
新潟県	8	77
茨城県	12	145
栃木県	17	118
群馬県	11	113
埼玉県	33	294
千葉県	10	58
東京都	262	3,892
神奈川県	34	377
山梨県	6	51
長野県	57	401
静岡県	3	45
愛知県	72	848
岐阜県	6	33
三重県	0	0
富山県	1	10
石川県	2	10
福井県	1	10

	保証承諾	
	件数	金額
滋賀県	6	68
京都府	13	91
大阪府	69	698
兵庫県	30	328
奈良県	1	10
和歌山県	1	3
鳥取県	0	0
島根県	0	0
岡山県	3	11
広島県	16	89
山口県	6	38
香川県	1	4
徳島県	1	9
高知県	0	0
愛媛県	14	146
福岡県	14	55
佐賀県	1	10
長崎県	0	0
熊本県	1	18
大分県	9	28
宮崎県	0	0
鹿児島県	7	46
沖縄県	11	96
合計	878	9,423

※ 3月15日から10月20日までの都道府県別の保証承諾実績（速報値）、単位：件、百万円 58

1. 中小企業を取り巻く現状
2. 経営改善・再生支援の現状と課題、方向性
3. 経営者保証の提供を選択できる信用保証制度
4. 保証手続の電子化について
5. 前回小委員会の御指摘事項
- 6. 御議論いただきたい論点**

御議論いただきたい論点①

1. 経営改善・再生支援について

(1) 信用保証協会の取組

- ① 地域の金融機関と連携するなどして、**保証協会が経営改善支援を行う先を特定**してはどうか。その上で、**経営改善支援**（専門家派遣費用の一部を経営支援補助金で補助）**の成果を見える化**するため、**成果指標**（専門家派遣件数ではなく、支援の具体的成果が把握できる指標）を検討してはどうか。
- ② **保証協会からよろず支援拠点への人的交流等を通じた連携を強化**するため、既存の経営支援補助金の運用を見直してはどうか（例：保証協会からのトレーニー派遣を支援対象に追加）。
- ③ **信用保証付融資の割合が高い先については、例えば、金融機関との連携など、保証協会が主体的に動くことで、早期に中小企業活性化協議会につないでいく方策**を検討してはどうか。

(2) 中小企業活性化協議会の取組

- ① よろず支援拠点（P/L面での支援）や事業承継・引継ぎ支援センター（引継ぎ先が見つからない案件の協議会への持込）との**連携を具体化**するとともに、中小企業向けに協議会の役割を積極的に広報してはどうか。
- ② 地方での再生支援人材を育成するため、**協議会に人材育成の仕組みを導入**してはどうか。
- ③ 早期経営改善計画の質の向上のため、**協議会の助言機能を強化**するとともに、中小企業活性化全国本部主導で、**評価の低い協議会のレベルアップ**を図ってはどうか。

御議論いただきたい論点②

2. 経営者保証の提供を選択できる信用保証制度

- 新制度の活用を促すため、上乘せした保証料の一部について軽減措置を講じることを検討中。他方で、スタートアップ創出促進保証については、地域ごとに利用件数に大きなバラツキあり。このため、**保証協会が金融機関や創業者に対して、新制度の活用を促すような方策**を検討してはどうか。

3. 保証手続の電子化

- 金融庁などとも連携の上、保証協会とともに、例えば、**工程表を作成するなど保証手続の電子化に対する取組を一層加速**させるべきではないか。